

富岡町議会全員協議会日程

日時：令和7年12月12日

時間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（9名）

議 長	堀 本 典 明 君	1 番	安 藤 正 純 君
2 番	辺 見 珠 美 君	3 番	平 山 勉 君
4 番	佐 藤 啓 憲 君	5 番	渡 辺 正 道 君
6 番	高 野 匠 美 君	7 番	宇 佐 神 幸 一 君
9 番	渡 辺 三 男 君		

欠席議員（なし）

欠員議員（1名）

説明のための出席者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
教 育 長	武 内 雅 之 君
総 務 課 長	猪 狩 力 君
企 画 課 長	畠 山 信 也 君
住 民 課 長	篠 田 明 拓 君
生活環境課長	飯 塚 裕 之 君
産業振興課長	原 田 徳 仁 君
教育総務課長	松 本 真 樹 君
企 画 課 主 幹 兼 課 長 補 佐	竹 林 誠 君
認定こども園長	植 杉 昭 弘 君
住民課課長補佐	原 田 恵 美 君
産 業 振 興 課 課 長 補 佐	佐 藤 美 津 浩 君

産業振興課 部長補佐	堀川新一君
教育総務課 部長補佐	大和田豊一君
総務課主任 兼総務係長	阿部祥久君
産業振興課 商工観光係長	山口学君
住民生活支援課 係長	深谷広次君

職務のための出席者

議事事務局 局長	遠藤博生
議会事務局長 兼庶務係	杉本亜季
議会事務局 庶務係主任	黒木裕希

説明のため出席した者

<内閣府>

内閣府原子力 災害現地対策 本部総括班長	宮部勝弘君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム企画官	内山弘行君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム参事官 補佐	徳永康平君

<復興庁>

復興庁調査・ 調整班参事官	紺野博行君
------------------	-------

<環境省 福島地方環境事務所>

環境省福島地方 環境事務所長	名倉良雄君
環境省福島地方 環境事務所次長	細川真宏君

環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄環境 対策部課長	亀	井	雄	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄再生 対策部環境再生 専門官	新	田	一 仁	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄置場 対策部課長	新	保	雄 太	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄置場 対策部専門官	太	田	勲	君
環境省福島地方 環境事務所環境 再生・廃棄物 対策部課長	小 福 田	大	輔	君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部調整官	清	家	裕	君
環境省福島地方 環境事務所中間 貯蔵部輸送課官	矢	吹	清 美	君
環境省福島地方 環境事務所南支 所	岩	屋	照 実	君
環境省福島地方 環境事務所南支 所富岡分室支所 補佐	飯	田	俊 也	君
環境省福島地方 環境事務所南支 所富岡分室専門 官	熊	本	洋 治	君
環境省福島地方 環境再生・資源 循環局復興最終 利用推進担当 事業官補佐	安	陪	達 哉	君

#### 付議事件

1. 除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等について
2. 夜の森地区中核拠点施設の整備について
3. 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
4. 富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める訴えの提起について
5. 庁内組織体制の見直しについて

#### 報告事項

1. 住民意向調査2025速報について

#### その他

開 会 (午前10時00分)

○議長(堀本典明君) 皆さん、おはようございます。ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員、欠席議員はなしであります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、宮部総括班長、環境省福島地方環境事務所、名倉所長をはじめ各担当者の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思えます。

町長。

○町長(山本育男君) 皆さん、おはようございます。議員の皆様には、お忙しいところ全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、環境省福島地方環境事務所の名倉所長をはじめ、関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

開会に先立ち、この場をお借りして2点申し上げます。今月8日の深夜に発生した青森県東方沖を震源とする地震により被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。本町における対応といたしましては、福島県沿岸部に津波注意報が発令されたことから、町内の状況確認を行った結果、人的被害及び物的被害はないことを確認いたしました。8日23時55分には文化交流センター学びの森を避難所として開設し、9名の避難を受け入れましたが、9日未明には全員がご自宅へ戻られましたので、同日午前6時20分の津波注意報の解除に合わせて避難所を閉鎖いたしました。また、最大震度6強を観測した青森県内をはじめ、震度5を観測した地域に避難されている町民、7世帯7名の安否確認を行いましたので、併せてご報告いたします。なお、現在、北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されており、16日まではマグニチュード7以上の地震が発生するおそれがあるとのことであります。町といたしましては、常日頃の準備を怠ることなく、非常時の備えにしっかりと取り組んでまいりますので、議員の皆様のご理解をお願い申し上げます。

次に、当町職員が運転免許証の有効期限が満了していることを失念し、本年8月30日から11月17日までの約3か月の間、私用車での通退勤及び公用車での移動を無免許の状態で行っていたという道路交通法違反の事実を確認できましたことから、今月4日付で当該職員と管理監督者である所属課長に懲戒処分を下しました。町の復興をリードしなければならない職員の度重なる不祥事により、町民の皆様をはじめ、多くの方々の信頼を損なう結果となりましたことは大変遺憾であり、痛恨の極みであります。心よりおわびを申し上げます。これまでも機会あるごとに服務規律の確保、法令遵守の徹底について指導してきたところでありますが、職員一人一人がコンプライアンスを誓い、職務を遂行することの重要性を改めて自分事として捉えるよう、さらなる指導の徹底と服務規律の確保、信頼回復に努めてまいります。なお、職員による非違行為が相次いだことから、本町特別職である私どももいたしましても深く反省いたしておりますとともに、強い危機感を持っております。今後の町政執行に

向けたその責任と姿勢をどのようにお示しするかにつきましては、改めて12月定例会の中でご提案させていただくこととしておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、全員協議会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。本日の全員協議会の案件は、環境省から、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明を受けるとともに、町からは、旧リフレ富岡跡地に整備を進める夜の森地区中核拠点施設の整備についての1件、12月定例会への提出を予定しております条例の新規制定案件の説明といたしまして、富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についての1件、補助金の返還を求める訴えの提起に関する説明といたしまして、富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める訴えの提起についての1件、令和8年度以降の行政組織体制の見直し内容の説明といたしまして、庁内組織体制の見直しについての1件、報告案件として、住民意向調査2025速報についての1件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様方の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

次に、内閣府の宮部総括班長、環境省の名倉所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思っております。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、宮部総括班長、お願いいたします。

宮部総括班長。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（宮部勝弘君） 内閣府原子力災害現地対策本部、総括班長の宮部でございます。

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からもう少しで15年が経過するところでございます。いまだに避難生活が継続する皆様におかれましては、大変なご不便、ご迷惑をおかけしております。改めておわびを申し上げるところでございます。引き続き富岡町の復興、再生に向けて、町や関係機関と緊密に連携をしながら取り組んでまいりたいと思っております。引き続きよろしくご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

次に、名倉所長、お願いいたします。

名倉所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（名倉良雄君） 環境省福島地方環境事務所所長の名倉でございます。

富岡町の皆様には、東日本大震災、原子力発電所の事故から14年9か月が経過する中で、長きにわたる避難生活など、ご不便やご負担をおかけしていることについて改めておわび申し上げます。また、富岡町議会議員の皆様には、特定帰還居住区域の除染と被災家屋等の解体工事や特定廃棄物埋立処分

施設の受入れをはじめ、日頃から環境省の事業にご理解、ご協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。富岡町の復興と環境再生に向けて、引き続き全力で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、除染、解体工事、仮置場、中間貯蔵施設への輸送、特定廃棄物埋立処分事業等の進捗状況についてご報告を申し上げます。また、前回、9月の全員協議会でご質問いただきました福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進についてもご報告申し上げます。詳細は、この後、各担当者からご説明いたしますが、議員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

次に、各自名簿順に所属と名前みの自己紹介をお願いいたします。

内閣府、復興庁、環境省の順をお願いいたします。

内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの内山です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 徳永さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム参事官補佐（徳永康平君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの徳永です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 紺野さん。

○復興庁調査・調整班参事官（紺野博行君） 復興庁参事官の紺野と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 福島地方環境事務所、次長の細川です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） 福島地方環境事務所、環境再生課長の亀井です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 新田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（新田一仁君） 環境省福島地方環境事務所環境再生課の新田です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 福島地方環境事務所、仮置場対策課長の新保です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 福島地方環境事務所仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） 福島地方環境事務所廃棄物対策課長の小福田でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官（清家 裕君） 福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官の清家でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課の矢吹でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 岩屋さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所支所長（岩屋照実君） 県中・県南支所長をしております岩屋です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室支所長補佐（飯田俊也君） 環境省富岡分室の飯田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所県中・県南支所富岡分室専門官（熊本洋治君） 環境省富岡分室の熊本です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 安陪さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・資源循環局復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室参事官補佐（安陪達哉君） 環境省環境再生・資源循環局参事官補佐の安陪でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いいたします。

なお、説明は着席のままで結構です。

亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） それでは、資料1、資料2に基づきまして、担当から順にご説明いたします。

まず初めに、資料1の1ページ御覧ください。除染・解体工事の状況についてご報告いたします。

2ページに特定帰還居住区域、特定復興再生拠点区域等の位置図をお示ししております。

3 ページを御覧ください。3 ページから具体的な進捗状況を整理しております。まず、上から解体申請の受付状況でございます。正式な受付として201件いただいております。ご相談対応中のものが17件ございます。

次に、除染の同意の取得です。表に整理しておりますが、上段が特定帰還居住区域、下段が特定帰還居住区域の外縁でございます。まず、特定帰還居住区域につきましては、対象の方393人のうち316人からご同意いただいております。同意率は80%でございます。面積で申しますと、111.2ヘクタールのうち99.3ヘクタール同意いただいております。89%という状況です。外縁につきましては、101人のうち46人からご同意をいただいております。面積としては、44.4ヘクタールのうち39.4ヘクタール、89%のご同意をいただいております。

次に、工事の発注、進捗状況です。現在は、令和7年度富岡町特定帰還居住区域の解体撤去と除染その2工事ということで実施をしております。発注数量としては、除染が82ヘクタール、解体が80件、復興拠点の分も含みます。まず、表に整理しておりますが、除染につきましては82ヘクタールの発注に対して84.8ヘクタールの除染工事の指示を出しております。現在実施中のところが18.7ヘクタールあります。既に完了しているところが14.2ヘクタール、全体の17%でございます。次に、解体については80件の発注に対して89件指示を出しております。現在実施中のものが25件、既に完了しているものが42件、全体の47%を完了しております。進捗状況といたしまして、これは前回もご説明いたしましたけれども、北部の松沼林道、既に除染には着工しておりますが、道路延長が長く、なかなか条件が厳しいところがございます。道幅が狭い、支障物が多い、アクセスが悪い等の課題が確認されております。工期を要する見込みでして、年度をまたいで半年程度、まずは工事延伸を考えておりますけれども、今後状況を見ながらしっかり発注数量以上の除染を実施していくべく、調整をまいります。

次に、4 ページを御覧ください。特定帰還居住区域における解体、除染の状況でございます。まず、解体につきましては、特定帰還居住区域で195件の申請をいただいているうち、施工中が6件、既に完了しているものが159件、完了率は82%、8割を超えている状況でございます。

除染につきましては、区域の面積が220ヘクタールのうち、仮置場などを除いて除染工事を行う部分が111.2ヘクタール、うち実施中のところが10.8ヘクタール、既に完了しているのが59.4ヘクタール、全体の53%、半分を超えたという状況でございます。

次に、黄色い枠のところに関しましては今後の予定書いておりますが、令和7年度末、本年度末までに特定帰還居住区域のうち約74ヘクタール、全体の約7割の除染完了を目標としております。残り約37ヘクタール、3割が残りますけれども、こちらについては令和8年度以降に除染を実施します。また、区域内の線量低減のため、区域の外縁についても並行して除染を実施しております。除染に先立つ除染の同意の取得についても引き続き進めてまいります。除染の実施後も線量が高い箇所やご懸念の声があった箇所については、現地を調査し、可能であればフォローアップ除染を実施いたします。

最後に、今後区域の追加が予定されておりますけれども、そこにつきましても可能な限り早期の解体、除染完了を目指してまいります。

5ページを御覧ください。5ページは、既に避難指示が解除された拠点の除染、解体の状況でございまして、解体については全体の96%完了しております。

除染の同意については、99%いただいております、98%除染作業が完了しております。こちらについても引き続き仕上げの部分を進めていきたいと思っております。

次に、6ページを御覧ください。前回ご報告いたしました、屋敷林、居久根の除染手法の実証試験、昨年の議員全員協議会でのご意見を踏まえて実施を始めたところでございます。富岡町特定帰還居住区域の宅地に隣接する屋敷林、居久根において、従来の森林除染の仕様である堆積物や残渣除去に加えまして、根本の除染、表土の削り取り、伐採、抜根、覆土などの試験施工を行いまして、線量低減効果、費用対効果、森林機能への影響などを検証してまいります。右側黄色い枠に書いておりますとおり、10月に調整をいたしました後、11月から4か所の試験区を設定いたしまして、実証試験を開始しております。

7ページを御覧ください。具体的な測定項目については、空間線量率、それから空間線量に及ぼす影響が大きい方向や定量的に把握するための指向性モニタリングというのも行っております。また、樹木の表面汚染密度、樹木の根元の線量、さらに樹木自体の放射能濃度についても試料を採取して測定をしていく予定でございます。

右側に試験地の写真をつけておりまして、上が森林の中です。下が森林の際、宅地との境界の部分の写真でございます。

一番下、4に全体の工程をお示ししております、11月、先月から施工を始めまして、現在1つ目の区画を行っているところでございます。今後2つ目の区画を1月頃まで行いまして、2月にデータ分析、3月の全員協議会で中間報告をさせていただきたいと思っております。残りの2つの区画についても、1月から3月ぐらいの施工を予定しております、最終的には来年6月の結果報告を予定しております。

次に、8ページを御覧ください。解体申請受付窓口について変更を予定しております。変更の背景といたしまして、震災や原発事故から14年以上経過する中で、被災家屋につきましても所有者の方の高齢化や関係人の複雑化が進んでおりまして、解体申請の受付についてもこれまで以上にきめ細やかな対応が必要となっております。今後、区域の拡大も予定されてはおりますけれども、全体として申請件数は減少していく見込みを持っておりまして、来年度、令和8年度から解体申請の窓口を集約、事前予約制としまして、相談場所の選択肢の拡充などを行うことで住民の皆様の利便性の維持、向上を目指してまいります。

表に変更の案を整理しております。左側が現窓口体制、右側が令和8年度からの新窓口体制です。場所につきましては、今富岡町では町役場本庁舎、それからいわき支所、郡山支所にそれぞれ窓口を

設けさせていただいております。あと大熊町、双葉町、浪江町もそれぞれ開設をしております。これを、右側、今後は常時開設する窓口を浜通り南窓口、いわき市内、それから浜通り北窓口、浪江町内の2か所に集約をいたしますとともに、これまでどおり富岡町役場やいわき支所、郡山支所といったところでのお話のご希望がありましたら、ご希望に応じて本庁舎やいわき支所、郡山支所についても窓口職員が参りまして、ご相談を受け付けます。さらに、申請者のご自宅ですとかその他ご希望の場所についても、積極的に柔軟にやっていきたいと思っております。

これまで事前予約はなしで、来所順で対応しておりましたけれども、今後は事前予約制とさせていただきます。相談者の待ち時間を解消するとともに、先ほど申しましたとおり、相談場所の選択肢を拡充してまいります。もちろん予約なしで来所された場合も順次対応いたします。

対象の方ですが、これまで4つの町それぞれの窓口でそれぞれの町のみに対応しておりましたけれども、今後は浜通り南、北、いずれの窓口でも全町の相談に対応いたします。

富岡町の窓口職員の配置は、申し上げたとおり、本庁舎、支所に設置しておりましたところを、今後も本庁舎や支所での相談を希望される場合にはそちらに窓口職員を派遣して対応いたします。

訪問対応、これまでも希望者への訪問は行っておりましたけれども、今後、窓口を集約した分、避難指示解除を見据えた積極的な訪問も行っております。

こうした変更につきまして、住民の皆様にはしっかり周知をしております。まず、各窓口に移転のお知らせを表示しまして、チラシを配布すること、それから広報3月号への掲載や2月号へのチラシの折り込み、環境省ホームページへの掲載などをすることでしっかり周知を図っております。

除染、解体については以上です。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 改めまして、仮置場対策課長の新保でございます。

仮置場の状況についてご説明させていただきます。10ページを御覧ください。こちらは、町内の仮置場の位置と現在の状況をお示ししているものでございます。まず、本年度の仮置場復旧等工事で取り組んでおりますのが図の左下、黄色く塗っている部分でございます。深谷2、3、4、それから深谷1仮置場の西側の部分でございます。こちら返地に向けて、本年度、撤去、除染工事に取り組んでおまして、来年度中ぐらいには一番遅い箇所でも終了予定と。また、終わった箇所から順次原状回復工事に移行していく予定としてございます。こちらの区画につきましては、特定帰還居住区域の解除までに返地ができるよう、鋭意進めてまいりたいと考えてございます。

一方で、緑で塗っております松ノ前、赤坂1につきましては、今後ほかの仮置場の原状回復工事で使用する客土材ですとか、富岡町の産業団地へご提供する予定の土砂の保管を継続しているところでございます。

また、赤く塗っております深谷1、赤坂2につきましては、解体で発生した廃棄物ですとか、除染

で発生した可燃物等を保管している状況でございます。

また、オレンジ色の深谷国有林につきましても、特定帰還居住区域の除染等で発生した除去土壌を搬入して、ここから中間貯蔵区域に搬出する積込み場として活用させていただいているといったところで、これら3つのエリアにつきましても現在も仮置場として運用中といったところで、今後の返地に向けたスケジュールを具体的にお示しできていない現状でございます。

こういった点につきまして、前回、全員協議会で、今後の見通しとございますか、今後の進め方についても併せて説明するようということをご指摘いただきましたので、11ページ目に資料をご用意させていただきました。あくまで一般的な流れといったところで、イメージを共有する目的ということで、大変恐縮ではございますけれども、お示しさせていただいております。

上の枠の中で、まず一番左の仮置場の運用終了ということで、一般的には保管物の撤去を完了したところがまずスタートになるといったところがございます。その後、盛土材、ネットフェンス等の撤去で1、2年程度、それから除染がもし完了していない箇所があればそこも追加的に対応しまして、その後、原状回復方法を確定するための調査設計に入った後、原状回復工事に入らせていただくと、こちらがまた1から3年程度かかるといったところが一般的な流れとしてございます。当然ながら注釈にてつけておりますとおり、仮置場の運用方法ですとか、現在の状況、原状回復の方法等によって工期が変動するところですが、スケジュールですとか今後進んでいくプロセスのイメージを共有する目的でこういった資料をつけさせていただいたところです。

なお、今まさに進めております深谷2、3、4仮置場のスケジュールにつきましては、撤去工と除染工事を合わせて1、2年程度、原状回復工事でも1、2年程度ということで、トータル3年程度で返地をできる見込みとしているところでございます。

仮置場関係の説明としては以上です。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官（清家 裕君） 続きまして、3の中間貯蔵施設への輸送状況についてご説明させていただきます。

13ページ目を御覧ください。令和7年度の輸送実績でございます。今月12月5日時点での実績でございます。下段のオレンジ色の四角囲いの中を御覧ください。富岡町の中からの輸送、令和7年度の予定数量が3万立米を予定しております。このうち12月5日時点で1万8,438立米、輸送を完了しております。総車両数で申し上げますと2,652台となっております。引き続き本年度の3万立米という予定数量を目指して、輸送工事進めてまいりたいと思っております。

めくっていただきまして、14ページでございますけれども、輸送ルートにつきましては、前回の全員協議会でもご説明したとおり、深谷国有林仮置場から北上して中間貯蔵施設に入るというルートで輸送しております。誘導員の配置等、引き続き安全第一で輸送を進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） それでは、資料1の最後、特定廃棄物埋立処分事業等についてご説明させていただきます。

おめくりいただきまして、16ページを御覧ください。まず、16ページは特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックの埋立処分の状況でございます。こちらの処分場につきましては、引き続き南部衛生センターで発生した生活ごみを肅々と埋め立てているという状況でございます。残りもう2年を切ってまいりましたが、引き続き安全に埋立てを行ってまいりたいと考えてございます。

実績につきましては、下の表に記載してございまして、令和7年度4月から11月までの実績で申し上げますと、今年度の袋数としては100袋ということになってございまして、累計で29万6,880袋となっております。

右下の写真で10月時点で撮影した処分場の中の写真をつけさせていただいてございます。現在、上流側区画の、写真で申し上げますと左側、北側の部分の最終覆土の施工を行っているところでございまして、下流側と同じような形で緑化工を年度内に行いまして、この部分については年度内に完了する予定でございます。

おめくりいただきまして、17ページ、環境モニタリングの結果でございます。環境モニタリングにつきましても引き続き行っておりますけれども、何か特段の異常というのが見られている状況ではございません。

グラフは、週1回測っております敷地境界の空間線量率の推移を表してございますけれども、基本的には右肩下がりでございます。特段の異常はございません。

その他の河川中の放射能濃度であるとか、重金属類の放流水の水質についても全て特段の異常は見られないという状況でございます。

その次は、富岡町内の国有林の仮置場に保管されております不燃物のクリーンセンターふたばへの搬出についてのご説明でございます。

おめくりいただきまして、19ページを御覧ください。先ほどの旧エコテックは、既に避難指示が解除されたエリアで発生した、家屋解体で発生した廃棄物を埋め立てているところでございますけれども、それ以外の特定復興再生拠点であるとか、あるいは特定帰還居住区域で発生した家屋解体の廃棄物については、クリーンセンターふたばにおいて最終処分するということになってございます。その最終処分する予定の廃棄物については、現在の国有林の仮置場に保管されてございまして、クリーンセンターふたばに埋め立てるためのフレコンに詰めるという作業を行っているところでございます。まさに19ページの一番右の写真がそのクリーンセンターふたばに埋め立てる用のフレコンに詰めている状況でございます。このような1立米四方の角型のフレコンに詰めた上で、クリーンセンターふたばに運搬して、そのまま埋め立てるという作業を行っているところでございます。令和5年度、6年度も実施してございましたけれども、今年度も年が明けてから実施したいと考えてございまして、その

予定についてご説明をさせていただくものでございます。

その具体的な中身がその次の20ページに記載してございます。運搬の時期については、年が明けてから2月上旬から3月中旬頃を予定してございます。運搬の数量につきましては、先ほどの角型のフレコンで700袋程度を予定しております。運搬台数は、1日当たり10トン車10台程度でございまして、経路については浜街道往復を予定してございます。このルート等につきましては、昨年度まで実施していた内容と同じでございまして、当然ですけれども、安全対策についてはしっかりとやってまいりたいと考えてございますし、中間貯蔵の輸送ともかぶる部分もございまして、うまく省内で連携してしっかりと安全対策については徹底してまいりたいと考えてございます。

さらにおめくりいただきまして、資料1の最後、リプルンふくしまの実績の状況と活動のご報告でございまして、22ページを御覧ください。まず、リプルンふくしまの来館者数でございまして、累計で9万3,729名となっております。10万人がいよいよ近づいてきたというところでございまして、

また、下には直近の開催したイベント、あるいはご地元、富岡町内でのイベント、参加させていただいたイベントについて記載させていただいてございますけれども、今回の特筆事項といたしましては、リプルンでの活動や浜通りの復興の状況について広報すべく、県外でもこういう取組、同じようなリプルンの活動というのを実施しています。引き続きリプルンふくしまについても運営を継続してまいりたいと考えてございます。

資料1の説明は以上でございまして、引き続き資料2につきまして担当を替わりまして、ご説明させていただきます。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官（清家 裕君） 引き続きまして、資料2についてご説明させていただきます。

前回の全員協議会におきましてご質問いただきましたことを踏まえまして、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた復興再生利用等の推進について説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページ目を御覧ください。県外最終処分、復興再生利用の基本的な考え方でございます。

1つ目の白丸を御覧ください。福島県内で発生した除去土壌等については、中間貯蔵開始後30年以内、すなわち2045年3月までに福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずることが法律で規定をされてございます。

下に円グラフ記載しておりますけれども、今中間貯蔵施設に搬入されている除去土壌の量、全体で約1,400万立米ございます。このうち青色で記載しているところですが、8,000ベクレルを超える比較的濃度の高い状況土壌が4分の1を占めてございまして、この濃度の高いものにつきましては、減容等を図った上で県外最終処分を行っていくという予定でございまして、一方で、ピンク色で示して

おります8,000ベクレル未満の比較的濃度の低い除去土壌につきましてが全体の4分の3を占めてございまして、こちらは復興再生利用ということで、適切な施工、維持管理の下で可能な限り再生利用を行っていきたいと考えております。

資料をおめくりいただきまして、3ページ目を御覧ください。こうした県外最終処分の実現に向けた再生利用を政府一体となって進めていくということで、昨年12月に閣僚会議を設置いたしました。下に写真も掲示してございますけれども、議長が官房長官、それから副議長として環境大臣、復興大臣をメンバーとして、他の閣僚もメンバーになった閣僚会議でございます。

2つ目の白丸ですけれども、第2回を今年の5月に開催をいたしまして、基本的な方針を策定をいたしました。また、第3回を本年8月に開催をいたしまして、いわゆるロードマップという工程表を策定をいたしました。本日のご説明は、このロードマップの概要になります。

また、この閣僚会議につきましては、今後も年1回程度開催して、進捗状況を継続的に確認していくという予定でございます。

資料をおめくりいただきまして、4ページ目を御覧ください。ここからがロードマップの概要になります。このロードマップ、3つの柱で構成されております。まず、1つ目の柱がこの4ページ目に記載されております復興再生利用の推進でございます。この復興再生利用の推進につきましては、当面、5年程度で3つのステップに分けて取組を進めてまいりたいと考えております。まず1つ目のステップが、一番上の四角囲いを書いてございます総理大臣官邸での利用、あるいは霞が関の中央省庁の花壇での利用でございます。この2つにつきましては、本年7月及び本年9月、10月に順次施工しております。

また、2つ目のステップといたしまして、2つ目の四角囲いの中を御覧ください。霞が関の中央省庁以外にある各府省庁の庁舎等での率先した事例の創出ということで、例えば分庁舎、あるいは地方支分部局、あるいは所管法人等での庁舎の工事を予定しております。

また、3つ目のステップといたしまして、3つ目の四角囲いの中を御覧ください。実用途における先行事例の創出ということで、例えば公共事業、あるいは公的主体が管理する施設、あるいは継続的かつ安定的に事業が実施できる民間企業が行う工事などでの利用を想定をしております。

こうしたステップを通じまして、2030年頃の目指すべき姿として復興再生利用のめどを立てるということを目指すべき姿として掲げております。

おめくりいただきまして、5ページ目を御覧ください。先ほど申し上げた1つ目のステップとして、今年7月に総理大臣官邸で施工した復興再生利用工事の概要でございます。使用した除去土壌の量につきましては約2立米ということで、量としては少量でございますけれども、この工事を実施することによって全国的な理解醸成を図っていくという目的も込めまして、こうした工事実施しているところでございます。

また、次の6ページ目を御覧ください。同じく1つ目のステップとして掲げさせていただきました

霞が関の中央省庁の花壇等での復興再生利用の概要でございます。全体で各省庁合計9か所の花壇等で施工いたしました。例えば写真でいうと右下ですけれども、中央省庁庁舎5号館と記載しておりますけれども、こちらが環境省が入っている庁舎でございます。また、その左側が経済産業省の総合庁舎、あるいはその左側が中央省庁の第4号館ということで、こちら復興庁が入っている庁舎でございます。この9か所の施工も既に9月、10月で完了しているところでございます。

おめくりいただきまして、7ページ目を御覧ください。ロードマップの2つ目の柱でございます。2つ目は、県外最終処分に向けた検討ということでございます。県外最終処分に向けて検討、あるいは調整すべき事項を多数列挙しておりますけれども、こうした数々の論点、あるいは検討すべきテーマについて議論するというので、本年9月に新たな有識者会議を環境省で設置をいたしました。今後は、この有識者会議での議論も踏まえながら、こうした各課題、検討してまいりたいと思っております。

めくっていただきまして、8ページ目を御覧ください。県外最終処分を考えていくに当たっての複数の選択肢についてでございます。本年3月に環境省でもお示ししておりますし、また有識者会議の資料にも掲載されているものでございます。選択肢としてシナリオ1から4、お示ししております。まず、シナリオ1は、比較的濃度の高い土壌について減容しないで処分をしていくという方法でございます。シナリオ2は、これに加えて、セシウムが細かい粒子に付着しやすいという性質を利用いたしまして、粒径別に分別する、いわゆる分級処理を行う場合。それに加えて、シナリオ3は熔融焼成といった熱処理によってセシウムを気化させて飛灰として回収する方法。シナリオ4は、さらにそれに加えて、発生した飛灰を水で洗浄すると溶け出すということで、これを吸着剤で吸着する方法、こうした4つのシナリオをお示ししております。

それぞれ最終処分量については、シナリオ1から4にいくにつれて量としては減ってまいります。一方で、放射能濃度については1から4にいくにつれて高くなってまいります。

また、施設の構造については、それぞれ入れるものに応じて、コンクリート構造が必要なもの、あるいは遮水シートが必要なものなど、構造が違ってまいります。

また、必要面積については、シナリオ1から4にいくにつれて面積は減ってまいりますけれども、一方で、減容処理のコストは増えていくということで、こうした様々な要素を総合的に検討して、どういったシナリオが適切かということは今後議論してまいりたいと考えております。

おめくりいただきまして、9ページ目でございますけれども、先ほど申し上げた有識者会議の概要になっております。本年9月に設置をいたしました。

2つ目の白丸に書いてございますけれども、検討会の検討項目といたしましては、復興再生利用に係る事項、除去土壌等の最終処分に係る事項、理解醸成、リスクコミュニケーションに関する事項等でございます。

委員は、記載のとおり12名の専門家に担っていただいております。

めくっていただきまして、10ページ目を御覧ください。ロードマップの3つ目の柱でございます。理解醸成、リスクコミュニケーションでございます。理解醸成、リスクコミュニケーションにつきましては、これまでも大阪・関西万博での展示など、各方面で環境省、力を入れてやってまいりましたけれども、今後さらに強化してまいりたいと考えておりまして、大きく2つ柱を掲げてございます。

1つ目が、上の四角囲いの中ですけれども、復興再生利用の必要性、安全性については全国民的な理解醸成ということで、全国の多くの方にこの問題を知って理解いただくということで、例えばウェブページを通じた発信、あるいはイベント等での発信、業界等への発信などを想定しております。

また、もう一つの柱として、その下、社会的受容性を拡大、深化させるための取組ということで、知っていただいた上でそれをさらに深掘りしていくということが重要だと思っております。例えば中間貯蔵施設、あるいは福島第一原子力発電所の見学、あるいは飯舘村長泥地区での再生事業の見学、あるいは先ほど申し上げた霞が関の中央省庁の花壇での情報発信などを想定しております。こうしたことを通じて最終処分、あるいは再生利用に向けた安心感、納得感の醸成に努めてまいりたいと思っております。

おめくりいただきまして、11ページ目を御覧ください。こうした復興再生利用の理解醸成を進めていくに当たりまして、復興再生利用に用いる除去土壌の呼称、呼び名が重要だというご指摘もいただきましたので、第1回の検討会での検討内容も踏まえまして、環境省といたしましては今後復興再生利用に用いる除去土壌については、復興再生土という名称を用いて理解醸成図ってまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、12ページ目を御覧ください。理解醸成の拠点についてでございますけれども、中間貯蔵事業情報センターについてということで、本年3月に大熊町のCREVAおおくまにオープンいたしました中間貯蔵事業情報センターでございます。この情報センターでは、中間貯蔵事業の進捗、あるいは規模感を視覚的に伝える展示などを新たに設置をしてございます。また、中間貯蔵施設の見学会の発着拠点としても機能しております。

右下に棒グラフ記載しておりますけれども、ピンク色の部分がこの情報センターでの来館者数になります。昨年度までは、旧工事情報センターでの発信をしてございましたけれども、本年度、2025年は既に1万名を超える方に来館をいただいております。引き続きこの新しい事業情報センターを拠点として情報発信進めてまいりたいと考えております。

めくっていただきまして、13ページ目を御覧ください。飯舘村長泥地区の環境再生事業の現場におきましても、本年4月にながどろひろばという広報拠点を整備をいたしまして、こちらの再生事業についても情報発信強化しているところでございます。

下段にながどろひろばの来訪者数を記載しておりますけれども、本年度4月から11月までに約2,500名の方に訪問いただいております。

次の14ページ目を御覧ください。また、東京での情報発信も強化するというところで、ウェブページ

などでの情報発信もそうですし、あと右下に写真掲載させていただいておりますけれども、これ浅尾前大臣が環境省の花壇で施工した復興再生利用の現場を視察して、これをプレス向けに発表している、その現場でございます。こうした中央省庁での現場も活用した情報発信、引き続き強化してまいりたいと思います。

めくっていただきまして、最後、15ページ目でございます。今ご説明させていただきました3つの柱、復興再生利用の推進、最終処分地の検討、それから全国民的な理解醸成、この3つを柱といたしまして、ロードマップに基づく当面5年間、2030年までの取組、またその先の2045年を見据えた取組、引き続き同時並行的にしっかり進めてまいりたいと考えております。

資料2については以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、資料1に関してのご質問を受けたいと思います。資料1の1から4ですか、についてご質問ある方いらっしゃれば挙手にて質問願います。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） まず、4ページ下段に線量低減が可能であればフォローアップ除染を実施しますとありますが、今さらですが、線量低減が難しいような事例はどういったものがあるのかご説明ください。

続きまして、7ページ、説明の中で触れていただいたのですが、bの指向性モニタリング測定とありますが、どういった手法なのか、これも同じくもう一度説明していただけるとありがたいです。

続きまして、8ページ、解体申請受付窓口の変更とあるのですが、当然これは解体、除染の区域が減少してきて、また対象者の町民の人数も減ってきたから相談場所を減らしていくのでしょうか、疑問といたしますか、常時開設場所の選定に当たって、いわき市内と浪江町内の2か所を考えているみたいですが、本町における対応は同じ欄の下を見れば分かるのですが、新たにこの場所を新設するものなのか、各役場庁舎の支所なんかを借りて開設するのか、また新たに全然違う場所に新設するのか、その辺の選択、これに至った経緯というか、根拠を教えてください。

以上の3点です。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の4ページのフォローアップ除染のケースでございまして、線量低減、現場の状況を確認しながら、できる限りやっていく予定でございます。ただ、難しい場合というのは、例えばその宅地自体が既に十分下がっている場合で、その隣とか隣接する道路とかの影響によってその土地の線量が高いような場合というのもございます。そういったときには、その宅地自体でさらに線量を低

減するという事はもう難しいのですけれども、周辺の除染をしていくことで、その後線量が下がっていくかといったことをしっかりフォローしていくと、そういったやり方を想定しております。

次に、すみません、分かりにくかったと思いますが、7ページの実証試験における指向性モニタリングとはどういうものか。まずは、aの空間線量の測定というのを通常どおり行いますが、これだと線量が高かったり、低かったりしたときに、それがどこからの影響のものなのかということは、それだけでは分からなくて、その地点の空間線量がこうだという結果のみでございます。なので、それに加えて、指向性モニタリングというものは、カメラの中でどこにその線量が来ているかというものを見えるような装置がございまして、周囲360度、あるいは見ている方向についても、それが地面から来ているのか、上から来ているのか、右から来ているのか、左から来ているのか、そういったものを分割して線量を分析することができるような装置でございまして、単に空間線量を測るだけではなくて、その線量が周辺のどこから来ているものなのかということも分析をしていくという手法でございます。これによって、それが森林側のものなのかとか、森林のどこから来ているのかといったことを確認していく、そういった測定でございます。

次に、8ページの解体申請受付窓口でございますが、こちらにつきましては、浜通り南と浜通り北に常設する窓口につきましては、各役場ということではなくて、環境省で業務を発注いたしまして、新たに設置をいたします。これは、業者の選定をしていくに当たっても、新しく環境省として場所を設けて、そちらで各4町共通の窓口としてご案内をしていくという趣旨でございますが、いずれにしても富岡町につきましては、これまでどおり本庁舎やいわき支所、郡山支所といったところでのご相談のご希望がありましたら、いわき市や浪江町まで来ていただくということではなくて、役場にこちらから出向いてご相談を受けるということで、よりご相談いただける場所の選択肢を増やすという趣旨で変更したいという趣旨でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

4ページの件に関しては理解しました。

あと補足でもう一度答弁お願いしたいのですが、7ページの指向性モニタリング測定、結局これは定点カメラのようなもので常時放射線量を測定して判断していくということなのか、その辺もう一度教えてください。

あと8ページの受付窓口の件に関しては、私は窓口が減っていくのかなという理解だったものから、心配になって、町民の利便性を考えたときに不便になるのかなとか、あとは本庁舎の役場職員の業務がかえって増えるのではないかなというように心配していたのですが、今の説明の中で、これは増えるというような、相談窓口が従来より増えるという理解というようなお話があったので、それは安心しました。

です。2番目のカメラの件だけ、もう一度説明よろしく申し上げます。

○議長（堀本典明君） すみません、今の質問の中で、8ページの件は相談場所が増えることはないと思うのですが、要望があったときに富岡町の本庁舎やいわき支所、郡山支所でも予約制でできるという体制になると思うのです。なので、議員が考えられているように単純に相談場所が増えるということではないと思うのですが、その辺も含めてご答弁いただきたいと思います。

亀井さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ありがとうございます。

まず、解体申請受付窓口は、常設をするのはいわき市と浪江町の浜通り南窓口、北窓口ということですが、大体受付へ来られるときにお電話いただいたりすることも多いこともございますし、あと今の状況を申しますと、富岡町は本庁舎とかいわき支所で大体月にお二人程度、郡山支所だと月にお一人程度というのが現状でございまして、常設していてもなかなかうまく受付窓口の職員が機能できていないという現状もございます。ですので、お越しになるときは、ご予約いただければ今までどおり本庁舎やいわき支所や郡山支所に伺って対応いたしますという意味で、相談場所の選択肢を拡充させると申し上げたところでございまして、うまく機能していなかったところの部分につきまして、むしろ集約をすることで、こちらから避難指示解除を見据えて、最後、仕上げとして積極的にご訪問をしていったり、そういったきめ細やかな対応をしていきたいという趣旨でございます。いずれにしても、しっかり周知やご案内を差し上げることによりまして、住民の皆様の利便性が低下するようなことがないようにしっかりやっていきたいと思っております。

それから、7ページ目の指向性モニタリングは、ご理解のとおりカメラで見ながらやるということなのですが、向きとして同じ方向だけ見ていると360度見えないものですから、向きを変えながら、その向きで一定時間置いて分析をして、さらにまた向きを変えてというようなことを段階ごとに行っていくというものでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

答弁は結構なのですが、最後にもう一度、解体申請窓口、要望というか、念を押しておきますが、数値を実際聞いたかったのですが、今の数値を聞いて分かりました。優秀な環境省、関係機関の職員が月1名か2名のために張りつくというのは、私も理解に苦しむところがあったのですが、とにかく町民の利便性の向上ということに努めていただくのと、それに伴ってとにかく本町の役場職員の業務が決して増えるようなことがないように調整、よろしく願いしておきます。答弁結構です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。資料1です。

2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

私が質問したいのは、1つなのですけれども、6ページの屋敷林、居久根の除染手法の実証試験①のところなのですけれども、施工ステップのところを見ますと、4番で覆土、整地って書いてあって、その後、5番で覆土撤去って書いてあるのですけれども、覆土したものをまた撤去するというのはどういう理由でこうやられているのかなと思ひまして、ご質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。

この5番の覆土撤去というステップについては、今回一部更新をさせていただいたところで、説明不足で申し訳ありません。今回の趣旨として、通常のメニューである1番の堆積物や残渣の除去に加えて、それぞれやっていくことによる効果を検証していくというもので、ブラシによる根元の土壌の除去、それから表土の削り取りというところまでは順次行っていくわけですが、ここで一旦表土を削りっ放しにせずに覆土を行い、その効果を確認いたします。そこから伐採をしてしまいますと、普通に伐採するときとの効果の違いが見られなくなってしまいます。要は普通に伐採するときには、覆土をせずに伐採をいたしますので、伐採そのものの効果を確認するために覆土の効果を一旦どけまして、下にシートを敷いた状態で覆土いたしまして、残らず撤去できるような施工、これは実証試験でございますので、そのようなことを特別に行いまして、それぞれのステップの効果を個別に確認できるようにしていきたいという趣旨でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

では、これは実証試験ということでやる場合にこういうやり方をすることの理解でよろしかったですか。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご理解のとおりでございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ご説明ありがとうございます。

除染、解体、あとは除染土の輸送について、引き続き安全にお願いしたいということで、1つ確認とお願いがあるのですけれども、14ページの富岡町の令和7年度の輸送ルートの中で、カラーの走行ルート、点線の部分なのですが、6号線から来て、あと総合体育館から、南から北に上がっていくル

ートがあるのですけれども、ちょうど海岸線の一番下の旗を立てている人と2番目ですか、その上に、北に行く道路なのですけれども、結構道路が狭くて、あとカーブとか起伏が激しい場所なので、私も通ったときに対向車のダンプと擦れ違ったときに冷やっとしたことが何回かあって、それについて運転手の方に安全の周知をお願いしたいなというところが1つあるのですけれども、お願いできますでしょうか。

○議長（堀本典明君） 清家さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部調整官（清家 裕君） ご指摘ありがとうございます。

今ご指摘いただきましたとおり、この深谷国有林に向かう輸送ルート、道幅の問題もありますし、あとは左右の草の生い茂っている状況などもありまして、少し危険だというご指摘、承りました。輸送の車両もそうですし、それ以外の車両の交通量もそれなりにありますので、そういう意味で環境省の輸送事業者については、改めて安全に輸送すると、安全運転を徹底するということを指導してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 除染、解体については、順調に進めていただいております。毎回言うように、6号線から東、かなり線量が高いものですから、いろいろ居久根とか、そういう伐採も絡んでくると思うので、今回実証試験でデータを取りまとめいただいておりますので、その辺で大きく変わってくるのかなと思うのですが、今後ともよろしくお願いいたします。要望でいいです。

○議長（堀本典明君） 要望でよいということです。

そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） すみません、私から1点。

先ほど4番議員からの質問の中で、輸送ルートに警備員立てていらっしゃると思うのですが、以前説明のときに、一般車両が走っている場合にはトラックを入り口で止めるというようなご説明だったような気がするのですが、輸送関係以外の車両も走っているかもしれないので、全てのトラックが輸送関係ではないと思うのですが、その辺りってどういう運用だったのか、その辺ご答弁いただけるとありがたいです。

矢吹さん。

○環境省福島地方環境事務所中間貯蔵部輸送課専門官（矢吹清美君） 私も何度もここは走っておりまして、皆さんからやはりご指摘をいただいていたところでございます。議員が今おっしゃっているように狭いです。ランディングバーンというか、もう下りですから、ここ解除になりまして交互通行という状況でございます。ピークの頃に比べますと、中間貯蔵への輸送担当車両についてはかなり少なくなっております。ただし、誘導員、表示しているとおりでございますけれども、環境省の各課で調整をし

て、このような形で交差点については誘導員を配置しているところでございます。ご存じのとおり、満開橋から入って、総合グラウンドがガードマン1名、県道391、今おっしゃっているところに1名という格好で、しっかりガードマンも連携しているというところでもございます。止めるという行為というのは、この2番目の箇所のガードマンについては、私も何度も確認はしていますけれども、かなり北側から走ってくる車についてスピードを出してくると。当然上り坂です、登坂車線ですから。そうしますと、ガードマンについてはやはり輸送車両を止めるという行為をやっているということは確認しておりますので、安全を保って、引き続きやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

そのほか資料1に対してご質問大丈夫ですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 資料1に関しては終了いたします。

資料2に関しましては、中間貯蔵施設のところですので、我々中間貯蔵施設の立地町というか、ではないのですが、近隣町村でいろいろご不安な部分あるかと思っておりますので、そういった内容でのご質問していただけると助かります。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 聞きたいのですが、10ページから最後13ページまで共通している中では、除去土壌の県外について教えてほしいのですが、運んでいる中で、今一番最後13ページに出ている飯館村のことはユーチューブ等で発信されているのをよく見ているのですが、ただ先ほど説明の中で、公的な場所、また官庁とか、もちろんそうなのですが、民間もという話も出たのですが、ただ飯館村のやつを見させていただくと、安全である、いいことであるというのは分かるのですが、もし民間で活用したいとか、そういう方向になった場合、細かい状況的なものがあのユーチューブの中では発信されていないので、こういう場合は、制限もあると思うのですが、その場合は窓口にももちろん電話すればいいのだと思いますが、もっと発信方法、そういうものも付け加えていただくことによって、やっぱり日本人というか、日本国全体の問題であるものを、認識度を高めるためにも必要だと思うのですが、これからやられる可能性ありますか、それともまた制限的なものがあるのだったら教えてください。

○議長（堀本典明君） 安陪さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・資源循環局復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室参事官補佐（安陪達哉君） ご質問ありがとうございます。

民間を含めた再生利用へのまず情報発信という意味でございますけれども、10ページ目のところで清家よりご説明いたしました、今の状況ではウェブページですとかイベントなどでの発信、こういったものを行っているところでございまして、今後さらに量を増やしていく度に、情報発信について

は力を入れていきたいと考えております。その上で、仮に民間の方が使っていただけるという場合の制限ということでございますけれども、例えば基準やガイドラインで、覆土をして、その覆土は掘り返したりしないとかというようなことですか、空間線量率、これ環境省で測定いたしますけれども、それにご協力いただくですか、そういった幾つかの基準は出てまいりますので、もしそういったことにご関心があればまた個別にご相談は承りたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。ただ、基本的に民間の人は、もう出たものを即使したいとかいうことの、ある程度早さというのも考えていく中で、簡単に言えば量とか、運搬するときのどこまでが環境省の責任でどこまでが民間の責任なのか、そういうのが詳しく出ていないのですが、分かっていない状況があるので、そういうのを踏まえてこれから発信されるのか、再度。

○議長（堀本典明君） 安陪さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・資源循環局復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室参事官補佐（安陪達哉君） 実際に利用いただく場合の細かいルールということかと受け止めておりますけれども、現時点では先ほど申し上げましたとおり、3月にガイドラインというのをお示ししております、そこで大きな枠組みというのをお示ししておりますが、やはり今お話あったとおり、一つ一つの事業によって変わってくることもあろうかと思っております。そういったことについては、一つ一つまずお話を伺いつつ、また途中にもありましたけれども、そういったいろんな事例が積み重なってくる中でルールとして整理すべきこともあろうかと思っておりますので、そういったことがたまってきた場合には、ガイドラインを見直したり、細かい運用通知をつくったり、そういったことも考えていきたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。ありがとうございます。

そうやってきたら、常に最低でも自治体、また関係する自治体にはもちろん事前にお話しするとか協議するとかというのはしていただけるのですよね、状況的に。

○議長（堀本典明君） 安陪さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・資源循環局復興再生利用・最終処分事業推進担当参事官室参事官補佐（安陪達哉君） 様々ルールですとかが変わりましたら、もちろん周知徹底はしていきたいと思っておりますので、今後ともご理解いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事及び仮置場の状況、中間貯蔵施設への輸送状況並

びに特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

説明者の入替えのため、11時20分まで休議いたします。

休 議 (午前11時08分)

---

再 開 (午前11時19分)

○議長（堀本典明君） 皆さんおそろいようですので、再開します。

次に、付議事件2、夜の森地区中核拠点施設の整備についての説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） それでは、夜の森地区中核拠点施設の整備について説明させていただきます。

町執行部では、施設の整備方針を町内での暮らしに、“楽しみによる心の豊かさ”をと定めた夜の森地区中核拠点施設の整備に向け、施設が有する機能や当該施設の全体の活用などを示した基本計画に基づき、まずは暮らしに欠くことができない商業施設を、続いて温浴施設の整備を進めることとしております。本日は、商業施設の運営と施設整備に向けた公募の結果などを報告するとともに、改めて温浴施設の整備に向けた取組を説明させていただきます。説明は、山口商工観光係長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） それでは、私から夜の森地区中核拠点施設の整備についてご説明いたします。

説明資料につきましては、A4横の資料となっておりますのでございます。本事業は、夜の森地区のにぎわい回復と町民の生活利便性の向上を目的とし、商業機能及び温浴機能を備えた中核拠点を整備するものでございます。本日は、商業施設の公募結果、選定された事業者の概要、企画提案内容、それから整備費、スケジュール、そして温浴施設整備について順次ご説明いたします。

次のページを御覧ください。こちらは、商業施設の公募結果についてでございます。公募期間は、令和7年6月2日から9月30日までの約4か月間とし、応募は2グループございました。審査員は、地元行政区、地元企業、金融機関、中小企業診断士、移住者を含む計10名で構成し、10月17日に実施しております。その結果、優先交渉権者に株式会社サンアメニティ、構成企業、積水ハウス株式会社、次点交渉権者に株式会社住友林業、構成企業、東北技研工業株式会社が選定されました。

3ページを御覧ください。続いて、優先交渉権者の事業体制についてでございます。本事業は、DBO方式により選定しており、D、設計及びBの建設は、積水ハウス株式会社、Oの維持管理、運営は株式会社サンアメニティが担います。店舗運営については、サンアメニティがファミリーマートのフランチャイズ加盟店である株式会社エフズプランニングに再委託し、ファミリーマートを運営する計画となっているほか、地場産品売場を設ける計画となっております。

4 ページを御覧ください。まず、運営と維持管理を行うサンアメニティについてご説明いたします。本企業におかれましては、公共施設の運営管理を全国で展開している企業であり、大熊町交流ゾーン、双葉町産業交流センターなど、本町に近い地域の実績を多数有しております。また、店舗運営のエフズプランニングに関しましては、川内村に本社を置き、双葉町などでファミリーマート店舗の運営実績を持ち、地域特性を理解した運営が期待できます。

ここで優先交渉権者として提案があった企画内容についてご説明いたします。A 3 横の資料 2 別紙を御覧ください。1 ページ目を御覧ください。本施設の事業コンセプトが記載されております。本施設は、夜の森地区において町のリビングとしてぬくもりと活気が循環する居場所としてのサードプレイスを創出することを目的としております。夜の森地区は、桜並木が象徴的な地域であり、町民が歩いて立ち寄れ、憩い、集い、買物ができる第 3 の居場所を整備することで、地域のにぎわいを取り戻すことを目指します。また、富岡町の災害復興計画や基本計画を踏まえ、歩いて行ける店舗環境の整備、環境に配慮した建物、そして災害時にも拠点となる機能を備えた施設といたします。

2 ページ目を御覧ください。外構及び全体の配置計画となります。施設は、地域資源である夜の森の桜並木との一体性を重視し、敷地南側に植栽を配置することで来訪者が自然に桜に誘われるような動線としております。商業施設は、敷地の西側に配置し、北側、東側の道路からの視認性に優れた計画としております。また、交流広場は商業施設と温浴施設予定地の中間に設け、両施設をつなぐ一体的な空間として活用できるようにしております。大屋根、芝生広場、さくらガーデンという 3 つのエリアが連続し、屋内外を一体で活用できる構成としております。

次のページを御覧ください。こちらは、動線計画となっております。この施設では、地域住民、観光客、大型車、従業員など、利用者の属性が多岐にわたるため、動線を徹底して分離し、安全を確保しております。歩行者は、主に敷地入り口 4 から誘導し、緑地帯を通り、安心して施設に入れる計画としています。車両は、入り口 3 からの一方通行動線とし、大型車は入り口 2 からスムーズに出入りできるように配慮しております。敷地西側にはメンテナンス用通路を配置し、隣地の生活環境にも配慮した構造としております。

続きまして、次のページを御覧ください。こちらは、建物内部の計画と構造の考え方の資料となっております。施設は、平屋を中心とした木造構造とし、温かみがあり、町民が親しみやすい空間を目指しています。内部の構成は、物販エリア、フリースペース、トイレエリア、施設管理エリアと明確に分け、利用者と職員の動線が交じらないように計画しております。物販とフリースペースは、相互に行き来できるよう連結し、イベント時にはガラス張りのフリースペースと芝生広場が一体で使用できます。設備面では、節水型トイレや屋根に太陽光パネルを採用するなど、維持管理費用の最適化に加え、災害時の施設稼働についても対応しております。

5 ページ目を御覧ください。こちらが平面図を示しております。物販エリア入り口は、駐車場から直接アクセスしやすい位置に配置しており、RVパーク利用の方が夜間でも使用できる仕様となって

おります。フリースペースは、広場側に大きく開き、地域行事、交流、展示など多目的活用が可能です。管理ゾーンは、西側に集約しまして、職員の作業効率とセキュリティーを確保しています。2階にはコワーキングスペースを配置し、地域の働く場、交流の場として活用いたします。

続きまして、6ページ、7ページについては、外観、内観イメージとなっております。後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、8ページ目を御覧ください。こちらは、運営方針についてでございます。町民向けには、生鮮食品や日用品など日常利用を想定した品ぞろえを充実させる、来訪者向けには特産品、お土産などを取り扱い、地域の魅力発信にもつなげます。まずは、営業時間としましては、8時から21時を基本としております。また、セルフモニタリングを導入し、売上げや苦情対応、維持管理状況を定期的に報告し、継続的な運営の改善に取り組みます。

続きまして、9ページ目を御覧ください。こちらは、にぎわいの創出についての提案となっております。本施設では、季節ごとのイベントやワークショップ、マルシェの定期開催を通じ、町民が年中通いたくなる施設づくりに取り組みます。桜まつりとの連携企画やキッチンカー、イルミネーションなど、季節ごとのにぎわいを演出する計画となっております。また、町内外の観光施設や宿泊施設との連携により広域的な集客も図ってまいります。交流広場や大屋根、フリースペースは、災害時には臨時の待機所としても活用できるなど、平常時、非常時の両面で地域に貢献できる施設となります。

最後に、10ページ目でございます。本施設では、地域の魅力、働く場、観光の拠点となる自主運営事業を展開してまいります。まず、富岡町、双葉郡の特産品を扱うアンテナショップを常設し、地元生産者の販路拡大や地産地消を促進してまいります。次に、レンタルサイクル事業を導入し、福島浜通りのサイクルルートとの連携を強化することで、観光客やサイクリストの来訪を促します。さらに、コワーキングスペースを整備し、富岡町の特性に合わせた働き、多くの集う、つながる場を提供してまいります。また、寄せ書きスペースや体験プログラムなど、地域交流を促す仕掛けも整備し、町民も、それから来訪者も共に楽しめる空間をつくります。

以上が企画提案内容となっております。

続きまして、資料戻りましてA4横の資料を御覧ください。5ページ目を御覧ください。こちらは、提案価格についての資料となっております。提案価格の合計は12億2,518万円であり、これは公募で設定した各事業契約の上限価格以内に収まっております。また、予見できない物価高騰が発生した場合は、町工事約款の物価スライド条項に基づき調整を行う予定となっております。

6ページ目を御覧ください。こちらは、商業施設の整備スケジュールとなっております。商業施設は、桜の開花時期に合わせ、令和10年3月末の開業を予定しております。令和8年度中に基本実施設計を完了し、令和9年4月に着工、令和10年3月に工事が完成する見込みでございます。また、基本契約、工事請負契約、指定管理者の選定など、必要な契約手続を段階的に進めていくとともに、工程に記載のとおり、議会の皆様からご意見をいただきながら慎重に進めてまいります。

7 ページを御覧ください。こちらは、商業施設整備に向けたワークショップの資料となっております。町民の皆様のご意見を取り入れた商業施設整備を行うため、ワークショップを12月14日に開催いたします。このワークショップにおきまして、利用者目線で必要な店舗機能や交流機能など、ご意見をいただきながら、基本設計を進めてまいります。

8 ページ目を御覧ください。ここから温浴施設についての進捗状況と今後の事業の進み方についてご説明いたします。こちらのページは、令和7年3月全員協議会にてご説明した内容の概要となっております。将来展望を見据えれば廃炉交付金等を充当されることが理想のため、別復興予算を模索しながら整備費の財源確保や総事業費のさらなる精査を進め、令和7年当初予算には計上しない旨をご説明したところでございます。

続きまして、9 ページを御覧ください。こちらの資料は、温泉井戸の整備についてでございます。既存井戸につきまして調査をした結果、ストレーナ上部で閉塞しており、将来的に湧出量が低下するリスクがあるため、本事業においては新規井戸の整備を計画しております。新規井戸の整備に当たっては、保健所の指導により既存井戸は廃坑とし、井戸回りの設備についてはガス対策を含めた設備配置としております。その際に、建物に付属を予定していた貯湯タンクを井戸施設に整備することから、井戸工事の整備費については増額となる見込みであります。施設整備費からは当該貯湯タンクの施設がなくなるので、全体整備費については変更はございません。掘削とガスセパレートポンプと廃坑費用を計上しますと、計2億4,290万円を見込んでおります。なお、貯湯タンクについては、現在金額を精査中でございます。

10 ページを御覧ください。こちらは、温浴施設の整備費についてでございます。整備費の合計につきましては、15億3,310万円の見込みでございます。また、町長の度重なる要望活動によりまして、イニシャル部分について国補助金の申請手続までたどり着きました。国採択につきましては、3月上旬となる見込みであることから、国補助金の採択を見据えて温浴施設の整備事業費を令和8年度当初予算に計上いたします。

11 ページを御覧ください。最後に、温浴施設のスケジュールでございます。令和8年度に公募と並行しまして井戸工事を進め、令和9年度第3・四半期に工事発注、令和11年1月のオープンを目指します。設計、工事、指定管理者選定など複数の工程が連動するため、確実な工程管理に努めてまいります。また、商業施設と同じく、スケジュールに記載のとおり、議会の皆様へご説明させていただきながら慎重に進めてまいります。

資料の説明は以上となります。夜の森地区のにぎわい創出、町民の暮らしの質の向上、そして復興の象徴としての役割を担う施設として着実に整備を進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

多分皆さん初めて御覧になったと思うし、ボリュームもありますので、多少時間を取りますので、内容を確認していただきながら、質問があれば挙手にてお願いいたします。

2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

A3の紙を見ていて思ったのですけれども、A3の5ページに、こちら1階にフリースペースとありまして、2階のところもフリースペースって書いてあるのですけれども、2階のところはコワーキングスペースでよろしかったのでしょうかということ。7ページとかを見ると2階はコワーキングスペースってなっているので、そちらの確認が1点と、あと、A3の10ページを見るとコワーキングスペースについては高速Wi-Fiや複合機等を完備してということで、そして時間制または月額制とするって書いてあるのですけれども、1階のフリースペースでも作業をしたりとかってできるのか、それともお金を払って2階に行かないとそういう作業はできないのかということをお伺いしたいなと思いました。お願いします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご質問ありがとうございます。

まず、こちらフリースペース2か所ということで、記載が分かりづらかった部分があるのですが、こちらの施設に関しましては、有償部分と無償部分の2か所をご用意しようとして計画しているところでございます。両方、いずれにもコンセントとかWi-Fi環境というものを整えて、様々な使い方ができるように整備をしていきたいと考えておるところでございます。また、2階のフリースペースに関しましては、こちらを有償部分と考えておるところでございます。例えば会議とか、そういったご利用が想定されるのかなと考えておりました、1階のフリースペースは無償というような計画で今のところ検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

2階が有料で、1階がフリーで使えるというようなイメージでということだったのですけれども、何で聞くかということ、近隣町村ですと、例えば檜葉町だとならばCANVASの交流館は占有するときはお金がかかるのですけれども、占有しないときは無料なのです、電源とかWi-Fiとかも。あとは大熊町にある大熊インキュベーションセンターも、占有する場所を使うときだけお金がかかって、普通にフリーで来て作業してということもできる場所もあるので、比較的占有する場合にお金がかかって、占有しない場合はお金がかからないということが近隣だと多い感じに見受けられるので、そういうような使い方なのか、それとももう月額になってしまうと、使いづらさが出てきてしまうのではないかなという印象を持ったので、お伺いしています。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 利用方法については、まずはまだそちらのオペレーションについては確定はしていないところではあるのですが、2階の部分については、ご利用するときには使用料をいただくというような計画になっております。また、フリースペース、1階の部分、こちら多分個人と団体で使用の考え方が異なるかなと思っております。複数の方々が占有するスペースとしてこちらの区画を借りるという場合に関しましては、使用料を徴収することも考えていかななくてはならないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

A3の資料の3ページの、計画の中に車両等の入り口という形で、その中のトラック、大型車両駐車場は分かるのですが、敷地内に入る入り口2は分かるのですが、大型車両になってくると、今相当大きいので、Uターンにしても、入っても、出てくるのが入り口3になるのか入り口2になるかわかりませんが、そう考えていくと前のスペースって狭くないですか。一般車両も入ってきたときに、そこでUターンしたり何かするには難しいと思うのだけれども、そういう面は、考えているのですか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ありがとうございます。

大型車のUターン等々の取り回しについてでございますけれども、図面上、大型車両の取り回りができる広さは確保されていると考えておるところでございます。基本的には、大型車に関しましては敷地入り口2から入っていただいて、最終的には敷地入り口2から出ていただくことを考えています。施設内の駐車場の中で旋回していただくというようなことを考えております。ただ、今後、基本設計でこちら精査させていただきながら、もしそれでも取り回しが利かないようであれば、そこは改めて検討していきたいと考えております。現時点では、大型車の旋回は可能であると図面上では認識しております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 現時点ではそうかもしれないですけども、夜の森はもちろん桜の時期になると、数十台の観光バス来たときに、数台は入らないようにして、数台入れてからでは渋滞ではなくても、ある程度障害にもなってしまうときに、やっぱりこのスペースが私としては狭いのではないかなと。これを見た時点でも分かるということは、検討課題はあるのではないかなということと、あと入り口2、3とあるのですが、普通の日には別にガードマン立ってなくて、ただ入るだけだと思うのですが、要するに桜まつりとかそういった忙しい時期について、そういう対応ももちろん考えていくのだと思うのだけれども、ただそれにしてもここ入り口が2か所しかないから、一般車両も入り

口2で入ってきてしまった場合、大型車両の対応って本当に難しいと思うのですけれども、そこまで考えているのですか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 大型車の動線に関しましては、当然桜まつりのときに台数増えてくるかなと考えておるところでございます。当然桜まつりのときは、ここだけが駐車場になるということではないので、その部分に関しては祭りのイベントとしてしっかり考えていきたいなと考えております。

それから、通常の車の動線についてでございます。敷地入り口3と、それから敷地入り口4、この2つは車の車両が通れる入り口として考えておるところでございます。ですので、その中で入り口の部分については問題ないと現時点では考えておりますし、あとイベント時のガードマン、警備員等々については、当然こちらには警備員配置していきたいと考えておりますので、現時点では問題ないものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 分かりました。まずこれを言っておかないと、基本計画のやつもこれから出てくると思うのですが、ただやっぱり利用度を普通より多いという基本で考えていかないと、何でも難しい状況があるので、これから検討の中にも、そういうのも踏まえて再度検討していただけますか。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ありがとうございます。

こちらに関しましては、今いただいたご意見を基に、再度動線等々については検討してまいりたいと思います。再確認していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） まず、A4の資料の3ページ、サンアメニティという会社ですが、そもそもこの会社の株主の中に積水ハウスとかファミリーマートとか、業務提携とか協定しているみたい。この会社の大株主というか、それってわかりますかというのが1つ。

あと4ページでサンアメニティの会社概要ということと実績が記載されていますが、ある程度双葉町、大熊町等々の施設をつくってイメージが湧くのですが、この施設は富岡町民の買物環境の改善にウエイトを置いたものなのか、他町からの集客にも重点を置いたものなのか。大熊町、双葉町とかの施設なんかをイメージしてみると、結局この中に富岡町の独自性が感じられませんが、現段階ではなかなか難しい部分がありますが、その辺お聞かせください。

あと一番大切な、今回のDBO方式で次点となった住友林業との大きな差は何だったのか。金額的なものなのか、できればその内容も教えていただきたいと思います。

あと、これはまだ先のことなのかもしれませんが、9ページにある新規井戸を掘る場所を想定しているみたいですが、ここは必ずお湯出るのですか。想定なのか、確実に出る範囲で新規井戸を掘る予定なのか、その辺もう一度お聞かせください。

以上です。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご質問ありがとうございます。

まず、株式会社サンアメニティに関しましては、こちら昨今の話になるのですけれども、ソシオグループという大企業、1万7,000人社員いる大企業……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） すみません、正式名称ですけれども、ソシオグループホールディングスという大企業の完全子会社になったと聞いておるところでございます。その点も考えれば、審査の段階で信用情報も確認しておりますし、問題ない企業であると認識しております。

それから、大熊町、双葉町の施設との、富岡町の色、客層のどちらに重点を置くのかというようなご意見についてなのですが、平常時とイベントを開催するときでそれぞれ異なってくるかなと考えておりました。通常の営業をしているときに関しましては、地域の方々にご利用いただきたいと考えております。さらに、町の色というところ言えば、地場産品売場というところの商品構成で、こちら町のよいところ、色を示していきたいなと考えておるところでございます。地場産品売場に関しましては、当初の基本計画の中で道の駅のようなというようなコンセプトがあったと思います。商品何を置くのかというところは、これから詰めてまいるところでございますが、例えば地元の野菜を置いたりとか、そういったところで地域の方々にご利用いただければなと考えておるところでございます。

続きまして、あと時点優先交渉権者の提案内容についてでございますが、こちらも同じくコンビニチェーンの運営という形でご提案をいただいたところでございます。こちらについては、甲乙つけ難いところもあって、具体的な提案については先方の守秘義務のところもあるので、この場ではなかなかご説明はできないのですが、かなり審査に関しては競ったというような状況でございます。

最後に、温泉の質問についてでございますが、温泉に関しましては、既存井戸から20メートル程度離すような計画の位置取りとなっております。これは、各温泉事業者とのヒアリングの中で、20メートル程度であれば地層はそこまで変わっていないと。出てくる地層が大体1,400メートルか1,500メートル程度が温泉が出る地層となっております。そこまで掘ればこのぐらいの距離であれば必ず出てくるというようなお話も伺っているところでございます。また、その当時のどこに何があるかという地層図もございますので、それを基に温泉の掘削進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前 11時 53分）

---

再 開 （午前 11時 54分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

5 番議員。

○5 番（渡辺正道君） ありがとうございます。

3 ページ、理解しました。

結局 4 ページのことなのですが、答弁の中で、ある程度しようがないのかなというようなことなのですが、やはり私ここできちっともう一度申し上げておきたいのは、今後、12月14日にワークショップを行うみたいですが、その中で出るかどうか分かりませんが、私個人的には、とにかく同じような施設が各町村に出ていて、地域住民の利便性向上ということは十分承知しておりますが、あとは季節的に関係人口や交流人口の増加ということなのですが、この中で幾ら考えても、道の駅のような地場産の野菜とか取り扱ったとしても、やはり富岡町の独自性といいますか、とがったものが何か 1 つあったほうがいいかなと思うので、今後の検討課題の中で何か生かせればというか、そういうことを要望しておきますというか、とにかく、また同じような施設が同じように建つのかということなので、プラスアルファ温浴施設だと、これもまたいろいろ議論の余地はあるでしょうが、私はそこを強くお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご要望ありがとうございます。

12月14日のワークショップにおいても、今ご意見いただいたところも中心に、地域の方々からお話をいただきながら、こちらの施設を、拠点を整備していきたいと考えておるところでございます。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） では、午後 1 時まで休議します。

休 議 （午前 11時 56分）

---

〔これより 2 番辺見珠美議員欠席〕

再 開 （午後 零時 55分）

○議長（堀本典明君） それでは、再開いたします。

午前中に引き続き、夜の森地区中核拠点施設の整備についての質疑をお受けいたします。質疑ある方はいらっしゃいますか。

6 番議員。

○6番（高野匠美君） 説明、ありがとうございます。私、夜の森に住んでいて、やっとこの日が来たかと楽しみにしております。

それで、1点というか、この中身の中で、せっかく桜も咲くいい立地のところにあるのに、案内所、インフォメーションセンターみたいな、人と人の会話の案内というのは、私すごく重要ではないかなと思うのです。そこでPRしてもらって、できれば面白い人でも雇って、何か目新しいものやってみたりとか、そういう周りと同じではなくて、どこか何か温かみのあるような、そういう施設にしてほしいなと思ったのですけれども、すごく紹介するところがいっぱいあるのではないかなと。できれば本当に観光協会でも入ってくると一番いいのかななんて。入っていただければいろんなものを紹介できて、富岡町のよさをもっともっと、人の声で私は伝えてほしいのです。どこ行っても掲示板で終わってしまって、パンフレットで終わってしまっているの、なかなか見ないのです、手に取るけれども。言ってもらえればすごくいいのではないかなというので、その辺を考えているのかいないのか、いなければ考えてほしいです。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご意見ありがとうございます。

現時点の提案の中では、そういった機能というものはまだ詳細には記載はされていなかったところでございますが、議員おっしゃるとおり、その視点というのも大事かなと思っておるところでございます。そこについては、今回運営、維持管理を行う代表企業とそういったことが可能かどうかというのは、今後詰めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご意見ありがとうございます。

今ほど山口係長から話がありましたとおり、今般は優先順位という形で企業紹介させていただきました。A3の資料でございますが、企業から提出された、こういうことをやっていきたいというものでございます。具体については、本日を皮切りに基本契約等々を企業と町とで結び、その中で具体的に詰めていくという流れでございます。また、議会におかれましては、A4の6ページのスケジュールでありますけれども、これから本日を皮切りに議会の皆さんと話をさせていただいて、基本設計に入っていくような形になるのですが、そのときにもまた図面等示させていただいて、様々ご意見いただきながら、いい施設をつくっていききたい、つくり上げていききたいと考えておりますので、また引き続き今ほどのご提案みたいなものを、また次回以降でもご提案していただければ非常に幸いです。よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） 6番議員。

○6番（高野匠美君） すみません、もう一点だけ聞きたいのですけれども、レンタルする自転車に関しては、それは経費というか、レンタル料というか、は取るのか取らないのか。取るのであれば私

は賛成なのですけれども、その辺はどのように考えているか教えてください。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） その部分のオペレーションについても、維持管理運営事業者と詰めてまいりたいと考えております。現時点では、何台置くかもまだ決まっていなかったもので、そのところは今後詰めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

4 番議員。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

物販施設ということで、資料 2 にも具体的に検討されているということで、ありがとうございます。私、前々からランニングコストの面で検討してほしいということでいろいろ質問させていただきましたけれども、今回の提案価格ですか、5 ページ目のところの維持管理費が2,000万円の掛ける10年と。あとは、温浴施設も、10ページ目、ランニングコストということで、10年間で7億5,000万円ですか、1年間にすると7,500万円だと思えるのですけれども、その辺の掛ける10年というところの考え方と、あとそれ以降の町の考え方、そういったものをお聞きしたいなというところですよ。

あとこちらの5 ページ目のところで、10ページ目の温浴施設にはランニングコストとあるのですけれども、あくまでも指定管理費についてはランニングコストでいいのかというところがございます。

あともう一点なのですが、今回、温泉井戸の整備なのですけれども、こちらで金額等も入っているのですが、前のリフレの関係で、ポンプだとか配管とか、結構そのメンテナンスが大変だったということも前あったと思うのですけれども、そういったところの検討というか、あと設備的にそういう強固なものがあるのかとか、そういったところをお聞きしたいのですけれども、その2点についてよろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） まず、ご質問いただきました10年間の考え方についてでございますが、こちらに関しては令和7年3月の全員協議会でご説明していたとおり、一般的な事業者がテナントとして入る期間というのが、15年が世間一般の期間であるというところがございます。しかしながら、公共施設として運営していくに当たって、どうしても15年だと少し長過ぎるであろうというところで、可能な範囲のところを探っていった結果、10年間というところが最低ラインであるというところで、指定管理期間として定めたところがございます。

それから、先ほど温浴施設の7,500万円の指定管理料の部分につきましては、温浴施設を運営するに当たっての光熱水費であったりとか、あとは人件費、あとは修繕費、ポンプ等の修繕費等々という保守点検費も込みの7,500万円としているところがございます。

また、井戸のメンテナンスというところのご質問いただいたところがございますが、当然当時の井

戸より今技術が進んでいるというところで、当時なぜポンプが頻繁に壊れてしまったかというところを原因を探ってくると、温泉井戸からガスが出てくるという仕様になっていたと。それがポンプにかんできて、ポンプが破損してしまうというようなお話を伺っていたところでございます。そこに関しては、ガスがかまないようにする機械というものが現時点であるそうでございます。それを可能な限り少なくして、ポンプの維持管理、長く使っていくという方法はあると伺っております。また、温泉井戸も、ここ泉質が大分濃い井戸となっております。なので、そのところも、例えばですけれども、湧水することによって温泉のくみ上げ量を意図的に少なくして維持、長期間使用するという方法もあります。様々な手法があると思いますので、そこに関しては温泉関係の専門家とヒアリングしながら、手法、整備を検討していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

2点目のくみ上げポンプだとか、あと設備の件につきましては、やはり新規井戸も場所的には近いところで、泉質もほとんど同じだと思いますので、引き続き検討していただいて、お願いしたいと思います。

あともう一点の10年間の考え方、あと5ページ目の維持管理費ですけれども、こちらは毎年やはりかかってくるランニングコストだと考えてよろしいですね。これ設備整備費とはまた別に毎年一般財源で出ていくものと考えてよろしいですね。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） 5ページの維持管理費、年額約2,000万円ということでお示ししているところでございます。こちらに関しては、毎年かかってくる費用として認識しているところでございます。主な内容としては、施設の保守点検とか、あとここの維持管理をするに当たっての人員費とか、そういったものが主なものになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかありますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） まず最初に、私、買物環境、賛成ではなかったものですから、あんまり言う気はないのですが、まず二、三確認させてください。

2ページの審査結果なのですが、これ優先交渉権持ったところがサンアメニティですか、それで構成企業は積水ハウスということで、次点が住友林業で、構成企業が東北技研工業株式会社ということなのですが、ハウスメーカーどっちにも入っていますけれども、この辺は運営するに当たっては中に入らないという考え方なのかな。設計から施工までは大きく関わってくるのだと思うのだけれども、その辺ひとつ教えてください。

あと建物の図面見させてもらいましたが、完全にこれ決まったわけではないのでしょうけれども、5ページあたりを見ますと、フリースペース61.5平米、地域物産エリアが58.9平米、これかなり有効に利用できる部分なのかなと思うのです。7ページを見ますと、このフリースペースなんか見るとすごく、もう50坪も70坪もあるようなイメージに見えますよね、これ見るとね。この18坪くらいのフリースペースでは、幾らも利用価値ないのかなと思うのです。その辺のご検討と、あと地域物産エリア。地域物産エリアは、地域の産品とか野菜とか、今で言ったら富岡はタマネギやっていますので、そういう部分をいろいろ並べるのだと思うのですが、この部分も狭くないのかなと思うのです。あとは、ファミリーマート、予定の平米数に関しては、運営を行うところでこれだけ必要だとなれば、それはそれでいいことだと思うので、もう少しフリースペースとか地域物産エリアを充実させたほうが、つくるのであればいいのかなと思うのです。

あと全体的に言いますと整備の仕方、あそこのリフレ跡地を全く真ん中から割って、取りあえず半分商業施設で整備しますよということなのですが、ここの部分が12億2,518万円ですね。これもいいのですけれども、こっち側に余計にお金かけているから、温浴施設のほうが安く見えてしまうのですけれども、全体構想でいくと今の考えは大体30億円くらいかかりますよね。だから、それから見ると、買物環境は当然必要だということで作るのでしようけれども、もう少し短時間でできるような方法はないのかと。2年も3年もかかったのでは、必要としている人たちがもう必要なくなってしまう。そんなに大げさに考えないで、もうちょっとコンパクトに買物環境だけ、例えば2億円とか3億円くらいかけてつくって、いち早くオープンさせて、温浴施設をつくる時に全体構想できちっとまとめたほうがやりやすいのではないかなと私は思うのですが、その辺はどう考えたのか。こういう仕組みにすれば、全く半分はもう全部出来上がってしまいますので、こっちやるのはちっちゃなスペースでやるだけの話だから、いいかもしれないですけれども、あれ、これで失敗したなという部分も出てしまうと二度手間になってしまうと。

あと温浴施設に関して新規に井戸を掘るということです。新規に井戸を掘るのもいいのですけれども、今の井戸を潰さなくてはならないと。ガス出るから、いろいろ方法あるのでしょうけれども、その井戸は潰すに当たって後でのメンテナンスはかからないのか、もうお金かけて潰してしまえばそれで終わるのかも、その1点聞かせてください。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） まず、運営の部分についてのご質問であったと思います。基本的に運営の部分に関しては、運営、維持管理事業者が主体となって実施していくと。ここに建設企業に関わるかというところであれば、日々のメンテナンスとか瑕疵とか修繕とか、そういったところでしっかり関わっていくものと伺っているところでございます。

それから、フリースペースの部分と、あとは地域物産の部分の面積の配分のところでございます。ここについては、まだ面積の変更というところは余地があるかなと認識しておるところでございます。

当然売るものによって変わってくると思いますし、なのでここについては地域の方がどういったものを買いたいかというものをしっかり意見を聞きながらこの売場に関してはつくっていきたい。フリースペースについても、どう利用したいかというところを聞きながらつくっていききたいと考えておるところでございます。

それから、商業施設の建設の部分のところ、コストのかけ方のところですが、当然ここで経営、運営していくってなってくると、必要な売場の面積というものがもう決まってくるところでございます。そうなってくると、逆に狭めても売上げが上がらなくて持続的な運営ができないというところもございまして、広げ過ぎても商品のロスが出てしまうとか、そういった様々な要因がある中で、今回この面積というような提案をいただいていると思っております。そこに関しては、ご理解をいただきながら、温浴施設のところに関しては、当然物販施設よりどうしても配管関係とかそういったものかかかってしまいます。当然井戸の費用も入っておりますし、そういったところでバランス的には面積狭いのですけれども、そういう設備でどうしてもかかかってしまうというところもあるので、そこはバランスがまた異なってくるかなと思っております。

最後、あと井戸の廃坑に係る手法については、これは環境省で廃坑の方法のガイドラインがあります。そこで埋め方ということがあるのですけれども、ただ土埋めるだけではなくて、セメントのミルクみたいな、そういったものも挿入して、どのぐらいの深さ埋めたりとか、そういったようなガイドラインがあって、その手法に基づいて埋めてしまえば、基本的にはガスは出てこない、そこにかかる維持管理というのは出てこないと聞いておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） まず、1 問目の優先交渉権者、これハウスメーカー、どっちにもやっぱり名前出てくるというのは、一番見てくれがいいですよ、日本のハウスメーカーで一流企業ですから、どっちも。すごく見てくれはいいと思うのです。ただ、実際は営業するのがどこかという、サンアメニティと、あとは次点の会社は住友林業がメインになるのかな。そうなってくると、見てくれはいいのですけれども、この優先交渉権者のところが我々あんまり分からないものですから、ここにデータでは載っています、双葉町とか大熊町とか。その辺で、もう少し煮詰める部分がいっぱいあるのかなと思うのです。

あと2 問目に関しては、フリースペースとか地域物産エリア、スペース的に狭いのではないかとということで、まだ完全に固まったわけではないということですので、今からまだ何回もやるのでしょうか、実際発信する前には。これで終わりでないでしょう。フリースペースと地域物産エリアは、地域物産エリアは今だったらこれで間に合うでしょうけれども、10年、20年先見据えたときにどうだということまで考えないと、フリースペースもそうです。フリースペースだって、今ならこれで間に合うよと、人がほとんどいないから。だけれども、10年、20年先には、やっぱり富岡町の人口今増やそ

うとしているわけですから、そこまできちっと考えて、スペースを確保していただきたいと。

ファミリーマートに関しては、こっち側で必要な広さは当然誰が言っても必要なのでしょうか、それは理解します。

あと温泉井戸に関しては、埋めてしまえば後はお金かからないということで、それで理解しました。例えばお金がかかるとすれば、年間1回くらいずつ何らかの検査しなくてはならなくてお金かかるとなった場合には、やっぱり今の井戸を修復して使ったほうがメリッ的には大きくなってしまうと思うので、温泉井戸も質問させてもらいました。

そんなことでよろしくをお願いします。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ありがとうございます。

最初にご質問いただきました代表企業と構成企業のところでございます。これ当初、我々で公募を開始させていただいたときに、基本契約という契約の文書をお示したところでございます。そこには、当然それぞれが設計、建設、運営、維持管理という、各事業契約と称しているのですけれども、その契約結ぶまでそれぞれ期間があってくる。そうなったときの連帯債務を町としては求めますよというような記載をさせていただいています。その中で、どうしても社内法務の中でそれが受け切れるか受け切れないかというところで、代表企業、構成企業というところの順番がいろいろ変わってしまったというところが今回の結果だということを伺っておるところでございます。

あと井戸の件につきましては改めて、今現在井戸の調査業務というものを委託しているところでございます。そこは、再確認して、廃坑しても本当にそこに維持管理がかからないかどうかというのを確認していきたいと思っております。ただ、現在の既存の井戸を整備するってなると、当時の既存井戸というところが法改正の前のタイプの井戸になっております。その井戸のままですと、当然法にのっとってガスセパレートをつけたりとか、今地下式のスペースになっているものを上に上げなければいけないとか、大分整備費かかってしまいます。そうやってきて、かつ700メートル先で詰まっていると、取水口より上で詰まっているという、様々なリスクを抱えているというところもあって、そのリスクを抱えながら修繕していくというのが、今後の持続的な運営というのがなかなか難しいのではないかとこのところもありまして、今回新規の井戸の掘削ということでご提案をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今技術的なことは係長から話がありました。順を追って説明させていただきますが、まず施設ができました、外観いいですよではなくて、やはり中身だと思っております。中身については、しっかりとこれから詰めさせていただきます。ありがとうございます。

それから、今の井戸の話ですが、私も環境省のマニュアルいろいろと見ているのですけれども、埋

めてしまえば後はメンテ必要なしとは確認をしておりますが、もう一度費用がかからないことを確実に確認してまいりたいと思います。

それから、もう一点、10年先のことを見てという話でアドバイスいただきました。さすがにこの施設をもっと大きくという形はきついのかなと思っております。ただ、今現状では必要なものを買物できる場、ここにはファミリーマート、予定となっておりますが、そこは必ずキープして、さらに広げていくと。このフリースペース使っていくというような形で動きたいと思っております。今回プレゼンさせていただいた内容を説明させていただきましたが、また今ほどいただいた意見を基に、また基本設計に入っていく際は、事業者とも話し合いさせていただきながら詰めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 構成企業に関しては分かりました。本来我々に出てくるのは、一番手であればサンアメニティですか、ここに積水ハウスなんて、我々関係ないわけですよ。そういう部分で、後の維持メンテナンスは、建物、建屋とかはそこで最後までメンテナンスしていくのだよと、それは当然の話ですから。ですので、立派なものつくると、立派なものつくればお金もいっぱいかかるということなものですから、私言いたいのは、もう立派なものは大いに結構なのです。ただ、立派なものをつくればお金もいっぱいかかる、時間も要するというので、今買物環境を欲しがっているのです。この工程表でいくと2年先、3年先なのです。それまで待ってられない人もいっぱいいます。だから、その辺でもう少し考えられないのかなと思うのですが、ある程度補助とか、そういうものも決定しているから、なかなか中身は変えづらいのしょうけれども、そういう中でもう少し短期間でできるような施設を私は考えてほしかったと。それで、その後で進める温浴施設で全体構想で全部整備するような形取れば、買物環境は一日でも早くできるのかなって、私はそう考えたものですから、つくるのであればね。その辺は、もう一日も早く整備してやりましょうという考えは持たなかったのか。

○産業振興課長（原田徳仁君） ご助言ありがとうございます。

まさに今求めているものが、この間の町政懇談会もそうですけれども、多々いただきました。夜の森のにぎわい形成の一つ、一助となる施設でございます。なるべく早くという部分は、常に承っておりますので、その部分は十分に考えております。今般資料で説明させていただきましたが、資料の11ページに記載のとおり、こちらには商業施設と、それから温浴施設のオープン予定という形で書いておりますが、私どもで考えているのはここがマストだと思っております。これより早くなるようにまた事業者ともしっかり詰めさせていただきます。待望であるということは、様々ご意見いただいております。これに向けてしっかりと努めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 工期的な問題が一番問題になってくるのかなと思うのですが、これがもう最長で、前倒しすると、もう後には延ばさないという考え方でやっていただけるのだと思うのですが、

かなり時間がかかり過ぎるというのが、もうこれ課題です。その辺どうにかならないのですか、もう少し早めるとか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 何とかならないかという、多分建築関係になってきて、あと外構整備関係になってくると、今線を引いているこれが最速かなと思っておるのですが、そのところを何とかという部分は事業者とまた詰めさせていただきたいと思います。求められている部分は、十分に理解しております。それが町にとっても非常に重要なことだと思しますので、しっかりと詰めさせていただきたいと思います。すみません、なるかならないかという答えにはならないと思います。すみません。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

3番議員。

○3番（平山 勉君） では、3つほどお願いしたいのですけれども、商業施設に年間2,000万円、温浴施設に年間7,500万円、大体年間9,500万円、約1億円の、さっき言っていたざっくりとした明細というか、内容的なものを、後でいいので、一覧みたいなのをもし頂けるのであれば、作っておいてください。

あと2番目に、国の補助金について要望、見込みとなっているのですけれども、令和8年3月、これももし採択にならなかった場合、万一採択にならなかった場合、これは棚上げになるのか、あるいは別のところから予算持ってくるのかというのが2つ目。

3つ目が情報公開について。今回もうここまで絵柄を発表していて、全協というのは、この前も言いましたけれども、公開の場なので、もしかしたらあしたの新聞にもこれが載るかもしれないというところで、でももし途中で何かポシャることがないとも限らないわけじゃないですか。その情報公開のタイミングというのは、やっぱりもうちょっと考えたほうがいいのではないかなというのが1つあるので、あしたこれもし新聞に載ってしまっても町としては構わないというスタンスですよ。

以上です。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。

1つ目のラインコスト、指定管理料という形で2,000万円、7,500万円出ておりますが、これの内訳みたいのを作ってほしいという話があったのですが、こちらは議員全員がよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○産業振興課長（原田徳仁君） 分かりました。こちらは、準備をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それから、2つ目、国補が当たらなかった場合はという話でございます。これは、ちょうど1年前になるでしょうか、既に廃炉交付金充てるということをもって計算をし、それを積み立てていくとい

うことは準備はしております。ですが、国補で補助を狙っていくというのは、1年間かけて十数億円しっかりと取っていき、イニシャル部分を下げていくと。つまり廃炉交付金をまた別な用途に使っていくという考えでございますので、時間はかけておりますが、1年間かけてそこは慎重に国とも対応してまいりましたし、町長自らが出向いて話をしております。ただ、採択の有無については、第三者委員会が決めていくという形になりますので、その採択になれるように今現在申請関係詰めておりますし、また併せて官民合同チームのご支援もいただきながら、そこは詰めているところでございます。取れますとは言えませんが、今それに向けて頑張っているところでございます。

それから、情報公開の有無でございますが、恐らく明日の新聞には載るだろうと思っております。その中で、どのような形で掲載するか否かという形になるかと思っておりますが、町がやっていくぞという姿勢はアピールできるかと思っております。具体的にこの中身についてはこれから詰めていくので、その際には中身は気をつけてくださいという話はさせていただきます。例えば今ほど三男議員からありましたとおり、このようなイラストでってなったときに、大きめのように見えてしまって、期待してしまいますので、そこは十分にご注意くださいという形で、これから記者たちには話をさせていただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） ほかにございますか。

1 番議員。

○1 番（安藤正純君） 2 点お尋ねします。

国と交渉して、イニシャルコスト10億円、何とかかなりそうだと話なのですけれども、国との交渉でランニングまで面倒見てくれるような補助金がなかったのかどうか。私は、どっちかというところのほうがかかなり深刻な問題だと思っているので、ランニングについての考え方を教えてください。

あともう一点、A 3 の 5 ページで物産エリアとフリースペースというのがあります。7 ページには、フリースペースってこういう感じだ、地場物産品売場はこうなるよというイラストもありますけれども、私以前から課長にもお願いしているかなと思うのだけれども、やはり地元のご婦人の方々が、例えば漬物を作ったり、調理場が欲しいとか、それでキムチ作ったとか、みそ造ったとか、この辺で有名なのは凍み餅とか、そういうような地場の物産品、こういったものを集まってきて作って、お店で売ってもらえればなという方々もいらっしゃいますので、7 ページを見ると調理場なんかどこにもないし、女性の方々が集まってきて何かを作るようなスペースも見当たらないので、そういう考えはどこかに行ってしまったのか、最初から考えていないのか、その辺教えてください。

○議長（堀本典明君） 商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ありがとうございます。

まず、ランニングコストの補助が国としてあるかどうかというところでお話しすれば、さくらモールに関しましては、5年間だけ国の財源の基金、県経由でランニングコストを出してくれるという補助金がありました。今回こちらの施設整備をするに充てるその補助金、立地補助金と呼んでいるの

ですけれども、これを活用して整備ができればそのランニングコストの部分が多少出る、補助金を充てることは可能であると認識しております。ただ、補助対象経費がどこまで見れるかというのは、補助金を管理している県との調整になってくるかなというところでございます。

それから、先ほど地場製品のところで、そういう地域の方々が作った物産というのは当然置いていくということは考えています。調理場をというところだったのですけれども、当初の基本計画には調理場というようなものが記載はあったところであるのですが、事業者との調整の中でどうしてもその管理までがなかなか厳しいというような話を伺っておったところでございます。調理場の機能はないにしても、提案の中で地元の産品を……

〔何事か言う人あり〕

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） すみません、10ページになります。10ページに記載あるのですけれども、地元の方の産品をみんなで作るワークショップとか体験プログラムとか、そういったものを実施するというのは、企画提案をいただいているところでございます。その中で可能な限りそういったものは体験の機会をつくっていきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 1 番議員。

○1 番（安藤正純君） 1 点目のだけけれども、これは今ある廃炉交付金とか、何かそういう積み立ててあるもの、そこから出していくのではなくて、純粹に国からもらえるもの、こういったものを何とか検討して交渉して、もらえるような努力をしてください。やはり私一番危惧しているのは、インシダルではないです。ランニングです。ランニングが10年、20年、9,500万円、これ全然問題ないよと、その間に体力をつけて、何とかなくなる頃には自力でいけるようなというのが設計できれば、そこからまた考えることができるのかなと思うのですけれども、今の状態ではもう話にならない状態だから、ということ、できるだけランニングにこだわってください。

あと、2 点目は、ご婦人の方々が作ったものを特産品として売る場所は提供できますよと。売る場所ではなくて、私は作る場所、やっぱり調理場というものが、なぜかという、食品衛生法とか何かで家庭で作ったものは売っては駄目だとか、何か結構厳しいハードルが、一、二年前に上がったみたいなのです。だから、やはりそういう衛生管理の立派なところで作ったものでないと販売できないようなこともあるみたいですから、調理場に関してはいろいろ考え持った人たちがいるので、その人らの話をもっと聞いて、酌み取れるところは酌み取ってもらいたいのですけれども、やはり運営の事業者が駄目だと言えば駄目なのですか。町でこれは町民の要望だといって通すことできないのですか。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） まず、1 点目のランニングコストに係る国の支援というのをしっかりと努力せよという部分は、しっかりと努力させていただきます。現状から申し上げれば、今ほど係長からあったとおり、5 年間という限定つきであります。そちらは活用は考えておりますけれ

ども、それ以降については、富岡町だからというわけではなく、国全体からいうと、ランニングコストの補助までは今のところありません。これが現状です。ですので、まさに体力をつけていくのが必要かと思っておりますが、努力はさせていただきたいと思えます。

それから、2つ目、私も調理場というの欲しいなとずっと思っておりました。欲しいなと思いつつも、やはり管理の面で、業としてしっかりと食べていただく、ありがたく食べていただくという部分に関していくと、衛生面はとにかく気をつけなければいけない部分であります。ここがすごく悩ましいところで、様々サウンディング調査とかをやった中では、そこの店舗でやっていくというのはかなり厳しいかなと思っております。これが現状です。その上で、また何か考えなければいけないというのは念頭には置いておりましたが、まずはここで販売できるような、まさに地域物産エリアというのはこの地域の特色だと思っておりますので、そこで販売させていただきながら、調理はまた後にはなりますけれども、検討させていただければと思っております。それは忘れてはいるわけではなく、しっかりと頭に入っておりますので、そこだけは報告させていただきたいと思えます。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

ほかございませんか、質問。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） すみません、私から何点か質問させていただきます。

まず、5ページの物販の提案価格があって、これって何かイニシャルコストに対する補助をいただける何かがあるというような説明あったと記憶をしていますが、補助率とかどのぐらいの費用の補助があるのかなのかを教えてくださいたいのが1点と、あと物販に関して、規模的に見てもコンビニエンスストア的なものが入るのかなという思いはあったのですが、町内見渡すともう既に民間としてコンビニエンスストア事業やられているところがあります。その中で、別な事業者を公設の施設に入れるということの考え方として、そこに問題はないのかどうか。民業圧迫につながらないかどうか、その辺の考え方、どう整理したのか教えてくださいたい。

あと皆さん質問された中で、温浴施設の国の補助が3月に決まるのではないかと、採択可能なのではないかというようなお話でしたが、これどういった内容の補助金なのかというのが1点と、あとその中で町の負担額で4億8,726万8,000円ってあるのですが、その下に対象経費、復興特交措置ということが書いてあるので、ここまでの復興特交で措置していただけるとなると、配管、新しく管を入れるのに2億4,290万円のお金だけで取りあえずイニシャルコストは済むのかどうか、その辺りご説明いただければ。

商工観光係長。

○産業振興課商工観光係長（山口 学君） ご質問ありがとうございます。

まず、商業施設の補助金についてでございますが、こちら自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金という補助金を活用して整備を予定しているところでございます。その中のメニューの一つとして公

設民営の整備のメニューがございまして、こちらに関しては約8億円が補助の交付決定としていただいているところでございます。残りの町負担額につきましては、補助対象経費に対して復興特交で措置されると伺っておりますので、現状としてはイニシャルにほぼ町の負担額がかからない状況でございます。これは、温浴施設についても同じメニューを申請したいと考えておるところでございますし、その旨を都度、所管省庁に要望してきたところでございます。

それから、町内で同じ業種、業態の店舗をされていた方々と競合にならないかというところであれば、事前にサウンディング調査の段階で各FCチェーンの方々とお話をさせていただいているところでございます。また、商工会の集まりの中でもこの事業についてはお話をさせていただいた上で、ご意見がなかったというところで、こちらの事業については問題がないというようなご意見であったのかなと認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） 今ほどの補助金関係については、係長のとおりでございます。

2番目の町内の既に活躍されている方々への、民への圧迫になるのではないかという部分については、私も直接話をさせていただきました。また、大手というか、大本になるところにも直接、開発にも電話かけさせていただいて、開発に電話かけさせていただいたのは、ぜひこういう形で公募するので、名のり出ただけませんかという話でさせていただきました。大本ですので、そちらに確認しました。また、地元でも既に活躍されている人にも声をかけさせていただきました。ですが、既に3店舗、4店舗経営している部分もあるので、そこはきついかないというのが、正直なところ、いただいておりますので、公募の段階でもそういう形で、特段困るというような話は伺ってはいないという部分でございます。参考までに申し上げますと、今回コンビニでありますので、コンビニから言うと、2つ、商圈選ぶには、ルートというか、進出するにはと聞きますと、コンビニからコンビニあたりは大体500メートルぐらい離れているというのが1つと、それから交通量から見てこのぐらいの客層が来るだろうと見ながら進出を決めていくという部分がございます。ゆえに、ロードサイド、国道メインです。そちらが多いというのは、そういうことかと考えてございます。いずれにしても、ちゃんと話は伺ったということだけ報告をさせていただきます。

○議長（堀本典明君） 分かりました。今ほどの説明で、物販にしても温浴にしてもイニシャルコストは十分国に補助をいただけるめどが立っているというような感覚を受けました。先ほどのお話で、ランニングコストについても、全部ではないにしても、一定期間は補助をいただける可能性があるとして、そこを探っていくということだったので、イニシャルコストがゼロに、約15億円なくなるということは、20年分のランニングコスト分は削減できているというところはあると思います。そこは頑張っていたことに評価はします。ただ、私、温浴に関しては以前から、ソフト事業がメインで、ソフト事業があってそこに、あっ、これがあるなら温浴があればというようなお話しさせていただいて、

今県のサイクル事業とか、いろいろ動きが出てきたというのは聞いているのですが、そこを、あともう一個、富岡町のフラワーパーク事業とか、いい構想出てきていると思うのです。その辺が本当に目鼻立って、そこに人が集まるのであれば、そこに温浴があってもいいよねというような流れが必要だと今でも思っています。その辺のお考えお聞かせいただければ。

産業振興課長。

○産業振興課長（原田徳仁君） ありがとうございます。

温浴、それから商業関係でも、議長からはそのようにアドバイスをいただいております。いかに集めてくるか、通ってもらうかという部分は常に考えてございます。今般、商業施設関係で説明させていただいた中でも、待っているのではなく、やっぱりそういうソフト的なイベントを繰り返しながら、地域に親しまれることによって交流が深まってくると、また人を集めるということをしかりと考えていくことによって、そういう一つの拠点があればそこで買物をしよう、お風呂入っていこうという形になるかと思っています。まさにハードだけ整備したらいいというものではなくて、中身もしっかりですが、外でのにぎわいづくりというのは大事なことです。今ほど議長からありましたフラワーパーク構想の話もあった中で、地区の連携という形でしっかりと詰めていきたいと思っております。具体的に来年これやります、あれやりますというのは言えないところでありますが、そこは念頭に入れておりますので、しっかりと詰めさせていただきます。

○議長（堀本典明君） 分かりました。

副町長。

○副町長（宮川大志君） いろいろとご指摘であったり、アドバイス、誠にありがとうございます。

まず、町長を筆頭に、先ほどの自立補助金の事務局である経産省であったり、あとは来庁された当時の政務三役だったり、お越しいただいたときには、旧リフレの跡地を案内をして、ここに実はこういうものが欲しいと、町民の皆さんからのニーズも非常に大きいところを町長自らお話をしっかりしていただいた。また、温浴施設は先ほどの自立補助金の実は対象になるかどうかというところが非常にグレーな施設でございまして、ほかの町では恐らくこれを充てているかどうかというところは分からないようなところでございました。そこを何とか解釈を変えたり、そこを言うなればぐいぐいと話を押し込んで、ようやく申請まではできると、要するに土俵にしっかりと乗っていいよというところまでまずは引き出したというところで、何とかイニシャルの復興特交分も合わせると約15億円ぐらい、何とか物にできそうだというところが、3月なのでまだ何とも言えないのですけれども、そこが少し踏み出せるかなというところで、今回の予算計上、令和8年度に想定する予算計上に何とか持ち込めたというところは、私どもとしても頑張ったところかなと思っております。

一方で、先ほど議長からソフト事業の話もありました。今、町では、もちろん中核拠点の買物、温浴、また第2産業団地、そちらも令和10年に何とか造ろうと頑張ろうとしていると。夜の森地区は、そのベッドタウンにもなる可能性もありますし、もともと優良な住宅地でもあったと。また、フラ

ワーパーク構想ということで都市公園の連携と。夜の森地区、第3期復興・創生期間の5年をかける  
と、恐らくかなり変わってくると思います。まず、このような形の中核拠点であったり、都市公園の  
連携であったり、その辺りをまず行政がしっかりと主導して、宣伝をつけることでぜひ民間の呼び水  
になっていきたいというところもありまして、まず一番はランニングコスト、しっかりそこも頭に入  
れて、しっかりとコストシミュレーションをしていきながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、以上をもちまして、付議事件2、夜の森地区中核拠点施  
設の整備についてを終わります。

説明者の入替えのため暫時休議します。

休 議 （午後 1時46分）

---

再 開 （午後 1時48分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件3、富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について  
の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（松本真樹君） 富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条  
例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律により乳児等通園支援事業が創設され、自治  
体以外の事業者がこの乳児等通園支援事業を行う場合は、内閣府令で定める基準に従って定めた市町  
村の条例に基づき、市町村が認可することとなったことから、本条例を新規制定するものでございま  
す。

説明につきましては、園長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） こども園園長。

○認定こども園長（植杉昭弘） それでは、私から付議事件3、富岡町乳児等通園支援事業の設備及  
び運営に関する基準を定める条例についてご説明を申し上げます。

児童福祉法の一部を改正する法律によりまして、生後6か月から満3歳未満の未就学児を対象に、  
月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わずに時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園  
支援事業が創設され、令和8年度より全自治体で実施することになっております。この乳児等通園支  
援事業を自治体以外の者が行う場合の設備及び運営の基準については、市町村が内閣府令で定める基  
準に従い定めた条例に適合していることを条件に認可することとなっていることから、本条例を制定  
するものでございます。

本全員協議会におきましては、初めに全員協議会の資料3の1において乳児等通園支援事業の概要を説明させていただき、次に全員協議会資料3の2におきまして新規条例案の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、全員協議会資料3の1を御覧いただきたいと思っております。1に当事業の目的を記載してございます。就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業、こちらは全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備することを目的とし、創設されたものでございます。

次に、2、事業の概要についてご説明いたします。①の対象児童につきましては、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等に通っていない市町村に住民登録がある生後6か月から満3歳未満の未就園児であり、乳幼児が当事業を利用するに当たっては、初めに事前登録を行い、その後は当事業の予約状況を確認しながら、空いている日にち、時間に予約をして使用することになります。

②、実施施設につきましては、保育所、幼稚園、認定こども園等、御覧の施設となります。

③、実施方法につきましては、一般型と呼ばれるものと余裕活用型の2つがございます。

④、乳幼児1人当たり利用できる月の時間は、10時間までとなっております。

⑤、実施主体は、市町村となっております。

⑥、事業の認可として、国、都道府県及び市町村以外の者が当事業を行う場合には、市町村長の認可が必要であり、市町村は条例で定める基準に適合している場合に認可を行います。公立保育所等において、市町村が自ら当該事業を実施する場合は認可不要としております。

⑦、事業の実施につきましては、令和8年度から全国の自治体で行うこととしております。

3には、本条例を定めなければいけない理由を記載しております。先ほど事業の認可でも少しご説明をさせていただきましたが、自治体以外の者がこの事業を行う場合には、実施主体である市町村長の認可が必要であることから、市町村は設備及び運営についての認可の基準となる条例を内閣府令で定める乳児等通園事業の設備及び運営に関する基準に従い制定し、事業を実施する自治体以外の者はこの基準に適合していることを条件に認可の申請を行うこととなります。

次に、新規条例案についてご説明をさせていただきます。全員協議会資料の3の2を御覧ください。この条例は、全部で27条までありますが、それぞれの条文は大きく5つの分類に分かれており、その分類ごとにまとめた資料は、資料中、赤線二重四角囲みの中に記載をしております。また、一つ一つの条文においても、説明文を黒線四角囲みの中に記載をさせていただきました。説明は、国が定めた基準に従い、条例を定めていることから、赤線二重四角囲みに記載の分類ごとにまとめた内容を中心にさせていただき、一つ一つの条文につきましては、主な条文のみの説明とさせていただきたいと思っております。

1ページ、上から1つ目の赤線二重四角囲みを御覧いただきたいと思っております。第1条は、本条例の趣旨として、保育所等に通園していないゼロ歳6か月から満3歳未満の子供を対象に、保護者の就労

要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準については、児童福祉法の規定に基づき定めていることを定めております。なお、本町においては国が定めた基準に従い、条例を定めておるところでございます。

同ページ、上から2つ目の赤二重囲みを御覧いただきたいと思っております。第2条は、条例内の用語について定めてございます。同ページ一番下の赤二重囲みを御覧いただきたいと思っております。第3条から第19条までは、総則として、乳児等通園支援事業を実施するに当たり、必要な項目について定めており、主な内容は、設備及び運用の最低基準の保障と向上について、利用乳幼児の人権配慮や安全計画策定、自動車運行条件、従事職員の条件及び技能等の向上、衛生管理、秘密保持などの一般的な原則についてを定めてございます。

第3条から第19条中の主な条文として、2ページを御覧いただきたいと思っております。まず、4条です。4条は、乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければいけないことや、町長は当事者に意見を聞いた上で、乳児等通園支援事業者に対し、設備及び運営を常に向上させるように勧告できることなど、町は最低基準を常に向上させる努力義務を有することを定めております。

4ページを御覧ください。第7条は、乳児等通園支援事業者へ安全計画の策定の義務づけ、計画に基づく職員の研修及び訓練の定期的な実施、保護者に対する安全計画の取組内容についての周知、定期的な安全計画の見直しを定めてございます。

5ページを御覧ください。第11条は、乳児等通園支援事業が保育所等において一般的に実施される場合には、乳児等通園支援事業の利用乳幼児及び併施設等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができることを定めてございます。

7ページの赤二重囲みを御覧ください。第20条から第26条までの説明となります。第20条は、乳児等通園支援事業については、事業運営の形態を一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業の2種類、2類型とすることを定めており、第21条から24条は、一般型乳児等通園支援事業の支援内容や設備の基準、従事する職員、保護者との連絡について、第25条と26条には、余裕活用型乳児等通園支援事業について、設備及び職員の基準や支援の内容、保護者との連絡は一般型乳児等通園支援事業を準用することを定めております。

第20条から26条中、主な条文として、10ページを御覧ください。第21条は、一般型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備の基準について。第1号から第4号は、乳児または満2歳に満たない幼児を利用させる場合は、乳児室または匍匐室及び便所を設置すること。第5号から第7号は、満2歳以上の幼児を利用させる場合の保育室または遊戯室及び便所を設置すること。また、第8号では、乳児室、匍匐室、保育室または遊戯室を2階以上に設置する場合の耐火基準等を定めております。

第22条は、一般型乳児等通園支援事業に従事する職員については、町等が行う研修を修了した者とすること。職員数は、ゼロ歳児はおおむね3人に1人以上、1歳から2歳児はおおむね6人に1人以

上とし、その半数以上は保育士とすること及び1つの一般型乳児等通園支援事業所の職員は最低2名とすること。特例として、保育所等が一体的に運営されており、その職員の支援を受けることができ、乳児等通園支援事業の職員が保育士である場合、利用乳幼児が3名以下で保育所等の施設を利用し実施され、その保育所等の職員の支援を受けることができる場合は、職員数を1人にすることができることを定めております。

12ページの赤二重囲みを御覧いただきたいと思います。第27条は、雑則として、本条例において書面で行うことが規定または想定されているものについては、書面に代えて電磁的記録により行うことができることを定めております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） ありがとうございます。

簡単に。全ての子育て家庭に対して多様な働き方、多様なライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するというのでこの制度ができるのでしょうか、来年度より実施されるのでしょうか、当町において対象世帯というか、対象者の児童、乳児というのかな、人数というのはある程度把握されているのでしょうか。

○議長（堀本典明君） こども園園長。

○認定こども園長（植杉昭弘） お答えいたします。

こちらのデータは、今年度の10月段階のデータなのですが、今の対象者、町内の居住者については、48名いらっしゃいます。そのうち園児は26名お預かりしていますので、この事業の対象者は22名となります。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件3、富岡町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを終わります。

説明者入替えのため暫時休議します。

休 議 （午後 2時03分）

---

再 開 （午後 2時06分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件4、富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める訴えの提起についての説明を総務

課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今回ご説明させていただく内容につきましては、富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める訴えの提起についてでございます。

地方公共団体が訴えを起こす、提起するという場合、地方自治法第96条第1項第12号により議会の議決をいただくこととなっておりますので、本日は全員協議会でご説明させていただいた後、12月定例議会に議案として上程させていただくことで考えてございます。

お手元のA3資料を御覧いただきたいと思います。事件名につきましては、今ほどの事件名でございまして、2の被告となるべき者につきましては、記載の名称は資料をご確認をいただきまして、本日の全員協議会における説明の中では、提訴前でございますので、1の団体名につきましては法人と、2の当該法人の代表者個人につきましては代表者と読み替えて説明をさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

改めましてご説明いたしますが、今回の事件に係る被告となるべき者は、本人と代表者となります。

3の請求の原因を御覧ください。本事件の訴えに係る原因は2つございますが、1つ目は、被告となるべき法人が夜ノ森駅構内のツツジの再生を目指すプロジェクトを実施するため、令和4年度より町の心の復興事業補助金の交付を受けておりますが、令和6年度、7年度の補助金に関して、偽りや、または不正な手段を使い、交付を受けた後、他の用途に使っていることが判明したため、補助金の返還を求めるための訴えを提起するものでございます。2つ目は、法人の代表者は、不正利用者を主導し、町に損害を与えたことによる損害賠償を求めるため、訴えの提起をするという、被告となるべき者を法人と代表者とする2つの訴え、原因があるということになってございます。

続いて、請求の内容としましては、資料右側の6、対応状況の記載のとおり、町に与えた損害額が令和6年度事業分として138万7,800円、令和7年度事業分として338万6,000円の計477万3,800円であり、加えて訴えの提起に係る訴訟費用を法人と代表者の被告らの負担とする判決を求めるものとなっております。

5の発覚の経過を御覧ください。先ほどご説明いたしました請求原因に至った経過となりますが、本年7月に法人からツツジの育成を委託されている民間事業者より町に相談がございました。令和6年度事業で支払いを受けているはずのツツジの管理に関する委託料約120万円が未払いとなっているとのことで、問合せをしても一向に改善されないとの相談が町の住民課にあったものでございます。補助金の実績については、完了報告書や帳票類の写しを提出させることなどとしまして、また現地の植栽箇所の状況も確認済みで問題がないとしておりましたが、この相談を受け、法人の事務所へ立入調査を行いましたところ、提出されたものの領収書は原本ではない事実を確認しました。法人は、完了報告を急ぐことを理由として、事業者への支払いが未了の状況にあるにもかかわらず、事業者に取り急ぎ領収書の画像データを求め、原本の写しではないものを印刷して町に提出しており、ツツジの

育成を任されていた事業者は、今もなお未払いでお金を受け取れない状況でございます。また、法人で雇用されている者への賃金の未払いも発覚し、町に提出された領収書の原本が存在せず、偽造されたものであることも確認をしております。あわせて、法人の口座を確認いたしましたが、事業者に支払われるべき金額だけでなく、概算払いで交付を受けていたはずの令和7年度事業補助金338万6,000円も口座に残っていない状況であり、法人の借金や他事業への支払いに充てたとの事実も確認しております。これらの経過を踏まえ、補助金事業担当課である住民課において、補助金の交付決定の取消しと返還命令を発出し、再三にわたり補助金の返還を求めるところであります。応じる姿勢は見られないため、町顧問弁護士へ相談をし、補助金返還を求める民事事件、それから領収書等の有印私文書偽造等の刑事告発の両面で訴訟等の準備を開始いたしましたので、早急に裁判所への提起をすべく、今定例会への議案として提出をいたすこととしております。

なお、これらの状況を踏まえまして、心の復興事業補助金の交付を受けるほかの5団体に対しまして調査を実施しております。訴えの提起となる法人以外は、適正に事業が完了していることを再度確認しております。

また、心の復興事業補助金につきましては、復興庁所管の国庫補助金、被災者支援総合交付金を原資としておりますことから、本件について復興庁への情報提供を行うとともに、国庫返還が生じることから協議を進めている状況でありますこと、最後に、法人が進めてまいりましたツツジ再生事業につきましては、多くの町民の方々が参画をしていただいております。継続を望む声が多数ある現状でありますので、別な団体が承継しまして、継続して実施していくこととなっております。

ご報告は以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） この資料の中で1点だけ教えてください。所管なのですけれども、詳しいことは全協でということだったので、今質問します。

5番目、経過の中において、令和6年度事業に未払いがあったというのが分かったということなのですが、その下の6番目の対応の中で、令和6年度事業と令和7年度事業、2回ほど補助金が出ているという形が合点いかないのですが、1回そういう面であれば常に、会計監査もありますけれども、監査で有印私文書偽造の領収書のチェックはできないと思うのですが、ただ一番は所管の課で毎年事業の内容のチェックを基本的にしていなかったのか、しているにしても違う方法でやったのか、そういうの分かれば教えてください。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○住民課課長補佐（原田恵美君） 今ほどの質問にお答えさせていただきます。

住民課では、毎年、年度ごとに事業の完了報告書を受けまして、そちらをもって完了検査をしております。その後にもまた事業計画ということで次年度の事業計画を上げていただいて、そこで交付決定

をして、新年度の事業として進めているところで、今回、令和6年度で完了報告の検査も終了しております。そこでは証書類ですとか実績の報告をいただいて、書面で確認させていただきまして、現場も現地でツツジの植栽ですとか、ワークショップにも職員も参加しておりましたので、現地の実際の事業自体も確認しているということで、令和6年度につきましてはもう完了しているというような形で住民課では受けておりました。また令和7年度につきましては、またツツジの育成をしていくというような形で事業計画いただいていたので、そこを心の復興事業の趣旨と合致するというところで計画を認めて、交付決定をして概算払いをしたところでございます。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） そこまで緊密にちゃんとそういう形を取っていた、確認していたというのは、今の話で分かったのですが、ただこれ分からない町民から言わせると、2年間出ていたというのとプラス、チェック本当にしたのというような状態で、やっぱり考えるのは、私みたいな声が出てもしようがないと思うのですが、ただこれ私から言わせると、何かすごく巧妙にやられているのかなと思ったときに、防ぎようがないというわけ、チェックの仕方も考えていくしかないと思うのですが、どうですか、課長。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今ほど議員がご質問されましたのは、実績報告時に証書類等提出していただいて、その提出したものは補助金で領収書、帳票類のコピーを出していただいて監査をするということで行っていましたが、実際に今回のケースだと、帳票類は取り急ぎ相手方からもらって、お金の授受がないまま進めたということの、事業者側がそのような行為をしていたのが発覚して分かったということになるのですけれども、こちら側は補助金の精査をする際に領収書のコピーということを出していただいたと。あとは、現場がそのように植栽がされていて、確認もしていたということが重なって、事業としては実際行われて支払いも行っているものということで、取り急ぎ実施したということでございます。これを、ではどう防ぐのかというようなご質問になりますので、そこにつきましてはいろいろとやり方も国のやり方等も参考にしながらになると思うのですけれども、国の場合は疑義が生じたら現場に入って書類を見るということの行為があってやるわけですけれども、町もその点について現場に入るという時期のタイミングがどのようなことになるのかということが解決の糸口になるのかなと思ってございます。例えば現場に入ったときは必ず原本を見てという形になるのだと思うのですけれども、補助金の受け手側も、補助金の全部、一切合切順番に見ていく労務的な、時間的なものというのも制約されることになりますので、その辺も総合的に考えながら提出の確認ということがあるのかなと考えてございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 確かに大変だと思います。ただ、今回そのように巧妙にやられているよう

な雰囲気であれば、時間かかっても、これから補助金を受けている団体にはそのぐらいのチェックはしていかないと、ほかの補助金を受けて正當にやっている方たちにも及ぼす可能性があるのかなと思っただので、そういう面では考えていただくことは可能ですか。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議員がおっしゃられたように、全ての補助金の実績報告につきましては、現場に入ったりという形で領収書を一つ一つ見るという行為というのが完全なる姿だとは思いますが、そこについての統一感という形での取組ができますかということになりますと、他の自治体等も見ますと、それは全てやっていますかということになると、なかなか難しい部分も正直あるのです。ですから、今ここで全てやりますというお答えよりも、今実態として、ほかの5団体につきましては、補助金の性質、補助金の要綱等全て読んで、そのようなことについて適正にやっているのですけれども、では例えば中間的な検査とか、いろいろやり方はございますので、その辺のところを検討しながら取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございますか。

9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） これ難しいですよ。やったことは詐欺行為なのでしょうけれども、実際事業はなされているのですよね。実際労働力として提供した賃金が払われていないということですよね。本当に難しい話で、要はこの補助金を受ける会社の姿勢を見誤ったということになるのかなと思うのです。その辺なかなか見抜くのも大変だと思いますけれども、そういうことになりましたので、訴えるのは当然なことだと思いますけれども、訴えてもお金取れないですよ、これ。多分お金も何も無いでしょう。その辺もきちっと精査すべきなのかなと私は思うのですが、その辺はどんな状況になっていますか。

○議長（堀本典明君） 住民課長。

○住民課長（篠田明拡君） 補助金の返還につきましては、恐らく不正に使用された補助金全額を回収できるとは、保証はできないのですけれども、そのためにも民事訴訟において返還請求を行って、可能な限り回収を目指したいと考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 6 年度の事業費は、満額支払われていますよね。要は事業も多分目的に沿った事業全部やられているのだと思うのです。そうすると、訴えの趣旨が違ってくるのかなと思うのです。労働力を提供した人がお金もらえないからということで町に訴えてきたわけなのでしょう。そうすると、町が訴えるべきものなのかどうかって、その辺は弁護士と相談して訴えるべきものという答えになったのかな。

○議長（堀本典明君） 総務係長。

○総務課主任兼総務係長（阿部祥久君） 総務課で訴訟の事務担当していますので、私からお答えいたしますが、弁護士との話の中で、まず今回のこの心の復興補助金、これ町で支出しております。これに対しての不正があったということでの返還命令に応じていないということに対しての今回訴えになります。その返還に応じていない原因というのが、今ほど説明したようなものにはなるのですけれども、今議員からあったお話の部分で言いますと、実際には民民の話、法人と実際に賃金が払われていない方との間の問題というところに対して、これについては大変申し訳ないのですが、町では全くそこに入っていくということではできませんけれども、町としてできることとしては、やはりこの事業を誤った形で使われている、これに対しての今回は賠償請求というような趣旨の訴えの提起となっておりますので、そのようにご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） それは理解できるのですけれども、例えば訴訟をやってそのお金戻ってきたとすれば、そのお金はどうするの。民間で労働力を提供したところは、もうもらえないという形になるでしょう。戻ってきたお金を町が払うわけにはいかないでしょう。その辺はどうなっているの。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 先ほど個人の話も出ておりましたけれども、今回町がいろいろ国との相談もあって、補助金の返還というのが逆に町から国へという部分ありますので、その部分も含めて、違法な支払いをした、違法な行為をしたということに対して、民と民のものも含めて、あと3か月ほどの未払いの賃金部分につきましても併せて、170万円ですかね、その金額等についても併せて、新たに次の翌年度の7年度も概算払いで実際にはやらずにお金だけ、別な事業で資金ショートした部分も町から入った部分について流用したということも併せて裁判で求めていくという趣旨でございますので、金額としては民は民でやる場合にはあるとしても、町としてはしっかりそこを訴訟で求めていくという考え方でございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） 今年度に関しては、338万6,000円ですか、払っているのが。それに関しては差止めもできるし、今後はもう駄目だよということになると思うのですが、前年度に関しては町としての趣旨は理解して事業は全部やっているのですよね。その事業をやった、労働力を提供した会社がお金もらえないだけで、それは民民の話であって、それ返還しろというのは無理なのではないのかな。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2時25分）

---

再 開 （午後 2時28分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

そのほか質問ございませんか。

5 番議員。

○5 番（渡辺正道君） 適正に補助金を使用していなかったということなのでしょうが、この法人は恐らく富岡町に限らずほかの自治体でも何らかの活動をしていると思うのですが、執行部の説明の中で国に相談してということなので、富岡町が先頭に立ってすることではないので、国に任せればいいのかなど思ったのですが、例えば隣接の川内村であるとか、ほかでも恐らく事業をやって、その辺の精査に関しては当然国でやるのでしょうかねって、確認です。答えようないのでしょうか、もしやらないのであれば、富岡町単体でやるよりも、同じような事例が発覚したのであれば、スクラムを組んで何町かで提訴したほうが、重みが増すのかなというのを思ったのですが、あとさっきの説明で、補助金返ってこないのではないかとということになると、これ早くやらないと、もしかすると富岡町の取り分減ってしまうのかなというような気もしたので、それはやっぱり本町だけでやるのが一番いいのかなと思うのですが、何かもうちょっと広がりというか、お金の何か使途が判然としない、漠然とした中での一事件だったのかなと思うのですが、だから広域での横の広がりを考えているのか、こういう事案があったので、国へお願いするような流れになるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） どういうこと。国へお願いするってどういうことですか。

○5 番（渡辺正道君） いや、さっきの説明の中で復興庁と相談する趣旨の……

○議長（堀本典明君） それは、補助金、こちらが国から補助金受けて、それを補助出しているのに、補助金を逆に戻してあげなければいけないという話だと……

○5 番（渡辺正道君） うん。戻さなくてはいけないのだけれども、トータルで……休議しなくていいですか。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午後 2 時 3 1 分）

---

再 開 （午後 2 時 3 4 分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

そのほか質問ございますか。

1 番議員。

○1 番（安藤正純君） 何回か、補助金の使い道、正しく使われているか、それを検証しましたか、一般質問でもやらせてもらった。やっぱりこういうことが起きる前に警鐘は鳴らしたつもりなのだけれども、何で学習してくれないのかなというのが残念で、やはり所管課はお金を出している以上は、公金だから、例えば今5 番議員あったけれども、国から見れば、何でそんなところにお金出しているのだと、脇が甘いのではないかと、そう国は思うかもしれない、もしかしたら。だから、やはり申請があったときに、この特定非営利活動法人、こういった業者からお金が流れていくわけだから、こう

復興とか、そういう特別な予算がいっぱい出ている地区だから、いろんな人たち、いろんな企業が入ってきて、地元の人が分からないようなのがいっぱいあると思うのだ。もう少しお金出すときは調査すべきだと思います。その辺の考え方教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） この法人は、事業を令和4年度から開始しております。4年当時、住民課長でございました。さらには、冒頭、直接お会いはしておりませんが、それを認定するに当たっては、先ほども若干触れましたけれども、町で言う心の復興事業の目的、事業目的幾つかありますが、地域コミュニティの再生に新たな構築に向けた事業を行ったり、住民の心身のケアや生きがいづくりに向けた事業であるという、こういう目的に沿った形で合致していると。さらには、その団体の経歴、いろんな復興に向けた事業に取り組んでいるものが、見た目ではかなりすばらしく、幾つかございます。その事業を一つ一つ成果を他町村に確認したかと言われると、そこはなかなか難しいものあるのですけれども、経歴的に見るといろんな事業をやられていて、今回こういうツツジの再生に向けた事業に取り組むというような趣旨で事業計画が上がってきたもので、4年度は無事行って終わったと。5年度についてもそういった事業的な問題はなかった。6年度のときの一部お金の未払いがあって発覚した。過去はどうだったのだろうという形もなりつつ、そういった事業の内容については当然数多く、90人ぐらいいらっしゃる聞いていますけれども、ツツジを植えてやっていらっしゃる方、そういった中では現場等は動いているわけなので、目的どおり動いているのかなという考え方で見ておりましたが、事の発端のご連絡をいただいた以降、いろんなご意見もいただいて、私も8月に直接この方をお呼びしまして、委託された事業者とそこご本人と合わせる場をつくって、事の次第を確認したということで、その場面に立ち会いました。立ち会いましたが、そこで人間性というか、言葉が悪いのですけれども、やりますと言うものの、それを履行しないような方で、それ以降もずっと履行していませんので、あくまでこういった形をそのまま続けるわけにはいかないということで、弁護士に相談が始まり、訴訟という段階に至ったわけでございます。見抜けなかったかと言われると、確かに令和4年度、私でございましたので、その当時から、入りとしてはいろんなそういった経験もあったということで、なおかつこの補助制度を1年やって、次年度について発展的なものがあれば継続ができるということがあったので、ツツジを植えて数を増やしてという、そういった目的に合致して何年度かやってきた事業でございます。ですから、事業の内容としてはよしとしても、やり方の中で一部、そういった他事業に流用して資金ショートしたものについての穴埋めに使われたり、お金がなくなったから別なものに出したと、そういう意思が働いたのだということでございます。そういったことを拝見しながら、ただしそういったしっかりとしていなかった部分については、訴訟でやるしかないという踏み切ったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 1番議員。

○1番（安藤正純君） どういう人間かということを見破ることができなかったというのは、それは

別に私は過失ではないと思う、相手が巧妙なだけで。ただ、やはり町としては、公金が出ている以上は業務が正しく行われているかどうかと、出たお金が正しく行き渡っているかどうか、最低でもこの2つぐらいは1年に1回ぐらいは検証すべきかなと、町が出している補助金に関しては。先ほど課長が言ったように、頭のいい詐欺師は書類なんかはすんなりいってしまうよ、やっぱり、慣れているのだもの。それプロなのだもの。そういうことを考えれば、書類がきれいに上がってきているからとかというのは、これは別問題で、そのとおりやっているかやっていないかをちゃんと検証していかないと、これは今物すごい予算がこの地域に出ているから、第三次復興期間で1兆6,000億円とか、いろんなところでこういう補助金狙いのような、そういうのは出てくると思うので、これを機にいろんなところで、補助金が出ていけば、目的に沿っているか、ちゃんとお金は下まで行っているか、末端まで、その辺はちゃんと検証してください。お願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 議員がおっしゃること、ごもっともだと思います。検査の在り方については、今までの手法に加えて、中間であったり、いろいろとやり方はあると思いますので、しっかり対応できるように、やり方について検討を重ねたいと思います。ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほかありますか。大丈夫ですか。

6番議員。

○6番（高野匠美君） 二、三点質問させていただきます。

私もツツジの植栽に参加しているのですけれども、順調に育っています。ありがとうございます。

まずは、この補助金の目的を再度お聞きします。

それで、何年前からこの補助金はやっているのか。

それで、今5団体とはおっしゃっていますが、町に対してのどんな実績、どういう評価、判定会とかそういうのは年に1回とかしていらっしゃるのかどうかということを知りたいです。書類だけではなくて、やっぱり町にどれだけ貢献して、どれだけ町民が参加して、よその市町村とかそういうところにもちゃんと富岡町をアピールしてくれているのか、そういう実績を、判定会ってあるのかどうかということと、なぜそういうことを聞くのかということ、ある団体の中では大きくなり過ぎてしまって、補助で間に合わなくて寄附を募っていたりということもおありになるみたいなのですけれども、そういうのってどうなのかなって。町民の方も、最初は町民いっぱい参加していたのだけれども、最終的には数える程度の町民の方がいて、よそからいっぱい人を呼んで、そのための経費が足りなくて寄附を募っているとかというお話も受けるときがあるのですけれども、お金だけで評価して補助をやっているのか、そういう実績をきちんと、どういう人が判定してそういう補助をやっているのかということが一番聞きたいのですけれども、もし今までの中でそういう、これはまずいのではないかと指導を町からした団体とかあるのであれば、どんな指導をしたのか、それも聞きたいです。お願いします。

○議長（堀本典明君） 生活支援係長。

○住民課生活支援係長（深谷広次君） ただいまご質問いただきました点ですが、まず1つ目ですが、何年頃から事業を実施されているのかにつきましては、令和4年から実施をしている事業所でございます。

2点目、審査についてでございますが、特に外部に対してアピールとか、そういったことではなくて、事業完了後、役場内の関係各課、例えば都市整備課であったり、そういった部署の担当の方に、例えば令和6年度であれば、令和6年度の活動した内容を点数づけというか、実際に報告をして、報告書見ていただいて、どういった町に対して効果があったかなんていう点をまとめていただいて、評価をしているところでございます。

○議長（堀本典明君） 例えば不採択になった事業とかあれば、そういうのの……

○住民課生活支援係長（深谷広次君） 心の復興事業全体でということですか。今のところ不採択になった事業所はございません。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 6番議員。

○6番（高野匠美君） ありがとうございます。

指導したことがないということで、早く指導すればこういうことにもならなかったのかなと思えますけれども、見る観点をもっと細かく、どういうことをそういうお金を支給した人たちに、今までとは違って、反省してこういうところにも目を向けようとかって、町も考えていかなければいけないのではないのかなと思うのです。団体の中ではその人ばかりが目立ってしまって、何か本当に富岡の町にしているのかなって不思議に思うところもありますので、もらうほうも慣れっこになってもらっても困るので、私はこういう補助はこういう目的で、このためにこう出しているのだよということは、きちんと町としてもちゃんと要点をつかんで言ってお金を出してほしいなと思うのです。書類だけではなくて、町の思いもきちんと行って、そういうものはやっていただきたいと思いますが。

○議長（堀本典明君） 生活支援係長。

○住民課生活支援係長（深谷広次君） ありがとうございます。

今ほどお話ありました指導といいますか、説明につきましては、来年の1月に、今現在、心の復興事業を採択している事業所を一度こちらにお呼びして、改めて事業の説明をこちらがして、今回こういった事情があったというような説明を交えながら、改めてお金の使い方というか、例えば検査の仕方、こちらからもこういう形で検査を今後していきますというお話をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件4、富岡町心の復興事業補助金の返還等を求める訴えの提起についてを終わります。

説明者入替えのため暫時休議します。

休 議 (午後 2時47分)

---

再 開 (午後 2時48分)

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件5、庁内組織体制の見直しについての説明を総務課長に求めます。

総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今回の内容につきましては、庁内組織体制の見直しについてご報告をさせていただきますのでございます。

お手元の富岡町行政組織図を御覧いただきたいと思います。今回の見直しにつきましては、復旧、復興、再生の各段階において適宜行われてきたところですが、第三次富岡町災害復興計画の策定に伴い新たにスタートを切ったところであることや、また令和8年度から5年間をその期間とする第3期復興・創生期間における国の基本方針を踏まえた行政運営が必要であること、加えて今後における行政課題の解決に対応できる中期的展望を見据えた組織体制を確立する必要があることから行うものでございます。

今回の見直しのポイントといたしますが、1つが復興創生の取組体制の強化を図り、一步踏み込んだ帰還と移住施策の展開を可能とする体制とすること。2つ目として、産業振興課の業務が集中していることから、産業部門の実情に応じた施策の展開を可能とする体制とすること。それから、3つ目として、業務の効率化を図るために必要な組織体制、連携体制の構築、町民目線の窓口体制としてスリム化を図り、各課横断的な連携を維持することということをポイントに行いました。

具体的な見直しとしまして、こちらの富岡町行政機構図の上から順に説明をさせていただきますと、まずは住民課におきましては、町民サービス係を新設し、総合案内機能を持たせ、各種証明書の発行のワンストップ化を図ります。また、生活環境課の環境衛生係が今現在ありますが、この業務を住民課に移動しまして、生活環境係として新設するものです。

また、健康づくり課につきましては、放射線健康管理係がございしますが、こちらと現在の生活環境課の除染対策係を統合し、今の現生活環境課の中に放射線対策係を新設するものでございます。

それから、赤で着色されていますが、記載の安全対策課は、先ほどの環境衛生係が住民課に移動することから、また除染対策係が放射線対策係となることで、生活環境課が防災、原子力災害を主とするため、課名を安全対策課と名称を変更しまして、現在の消防交通係、それから原子力事故対策係、新たな放射線対策係の3係とするものでございます。

次に、産業振興課におきましては、幅広い業務分野であることから、地域創生課と農林水産課の2

課に分課し、地域創生課においては、商工観光係を商工業の振興や労働行政、企業誘致などを担う商工労働係と係名を変更しまして、それから地域間交流、観光振興を担う地域振興係、それから移住、定住策を、富岡町内での暮らしを、またさらにコミュニティ形成を支援するとみおか暮らし推進係として新設し、3係体制とするものでございます。

農林水産課は、現行の農業振興係、農林土木係の業務を担い、新たに課長職を配置し、業務を推進するものです。

分課によりまして、管理監督者をはじめ、担当者の負担軽減を図ることで全体として適切かつ迅速な業務執行が確保されること、また両課においても課の枠を超えて緊密な連携が行われることを前提として分課をするものでございます。

また、支所におきましては、町外生活支援体制の見直しとしまして、迅速な対応体制とするため、現行の住民課生活支援係の町外コミュニティ関係をいわき、それから郡山の両支所にそれぞれ移管をして体制を整えるものでございます。

以上が大きく変わる組織見直しの概要となりますので、今回この内容につきましては、12月定例会におきまして実現するための富岡町課設置条例の一部を改正する条例を上程したいと考えてございますので、ご承知おきいただき、ご理解をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 2点ほど教えてください。

住民課の町民サービス係の中で、基本的に町民サービスやっているのですが、今までより違う形になるのか、内容が。

あともう一つは、いわき支所と郡山支所に、前、福祉課の関係でどちらも1人ずついたと思うのですが、それは生活支援係に入っていくのですか、基本的に。

この2つ教えてください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 1つ目の住民課の町民サービス係につきましては、先ほどの説明の中でワンストップを図るために、窓口に来て申請手続をすれば、ほかの課の手続をそこでやって、実際申請書が出てくるということで、あっちの課に行ったり、こっちに行ったりってしないような形で、申請を行えば、書類が取れるというようなワンストップ化を図るものと、併せてこれまで役場で何課に行けばいいのだというような、窓口なんかでも分からない部分があったというのをこれまでずっと聞いてまいりました。そういった部分については、今後の運用の仕方ですけれども、基本的に町民サービス係に来て、こういうことはどこだという話を集約したものを情報提供いただくような感じを考えてございます。

それから、いわき支所、それから郡山支所に1名いる、包括的な仕事をやられるという意味だと思っているのですが、福祉から……

〔何事か言う人あり〕

○総務課長（猪狩 力君） 失礼しました。駐在ですか。駐在につきましては、駐在制度ということで、今の人材的に役職というか、資格のある方というのは限りがございます、その運用の仕方のお尋ねだとすれば、人数の確保ができていればそれぞれ配置という形になるのですけれども、今の想定だと籍を同じく持ったまま残るという形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） まず、1点目、私の今聞いた中で、聞き違いかもしれませんが、2つ役目があって、1つはホテルにいるコンシェルジュみたいないろんな総合サービス、総合案内みたいなやるといふのと、もう一つ、その前に、各課のいろんなものを全部統合して、そこで出すような話いただいたのですが、勘違いかなと思うのだけれども、そのこのところ。

それとともに、いわき支所と郡山支所にいるのは、福祉課ですよ。健康づくり課もかな。その役職としていわき支所、郡山支所の住民の健康管理ももちろん直接話来するような形でいたはずなのですが、今度はそれが統合されて、人がいないからやりませんって、それでいいの。

○議長（堀本典明君） 総務係長。

○総務課主任兼総務係長（阿部祥久君） まず、町民サービス係のところですけども、先ほども総務課長から申し上げたとおり、今議員からもありましたとおり、まずはそこでの案内というところが、しっかり庁内の案内ができるようにするということと、あとは各種証明書、これ今だと例えば住民課で住民票取りますであったり、税務課に行って税の証明書取りますという、大分歩いていただくような距離が出てしまうということも、なるべくそこで完結するというような窓口を設置しましょう、そういう意味での機能を町民サービス係にまずは確保するというので今考えております、というのがまずお答えです。

あとは、先ほどの両支所にいる、いわゆる健康づくり課、それから福祉課の所属の職員が支所で駐在をして町民の対応をするということの、そこをどうするのだというようなことで今ご質問私受けたと思うのですけれども、そちらの機能がある程度今回の生活支援係でしっかり、まずはその今、郡山市であれば郡山支所、いわき市であればいわき支所というところの近い、身近な行政機関である支所のところで、一旦まずそこでしっかりと一時的に対応できるように、配置をするという考え方は基本的には持っておりますので、そこはこれまでの考え方はしっかり持った上で対応してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 各支所のことは分かりました。ただ、今言った町民サービス係、ある程度情報共有するのはすごく助かると思うのですが、課によって情報共有をその場所でできるという、私分かりませんが、税務課とかいろんな面で一緒に出せるという話だったのだけれども、そういうのも差し支え、各課と協議した結果だと思うのですが、大丈夫なのでしょうねって。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 今ですと、住民課に出す申請は限られていたり、戸籍以外のものは、住民課以外のものは税務課に行って申請書を窓口で書いて出したりすると思うのですがけれども、そこを全部町民サービス係の窓口に出していただいて、出来上がってくるのをそこでお待ちいただいていると、住民課以外のものも税務課から持ってきていただいて、はい、どうぞという形でお渡しいただけるという、ワンストップでできるような窓口を目指したいということでございます。そういった意味合いの窓口にしたいなということでございます。

○議長（堀本典明君） ほかにございますか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） 説明ありがとうございます。組織改編なので、さらに住民サービスをよくするというのが一番の目標なのかなと思いますけれども、2点だけ。

1点目、要員は今ある要員の中でやっていくというのが基本だと思うのですがけれども、来年以降、職員の採用であったり、あとはそういった人員増やす等の考えはあるのかが1つです。

あともう一つは、係が多くなったことによって、係の兼務だとか、そういったものが発生しないか、そういったところ確認したいと思います。お願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 人員確保についてでございます。

今年度も採用試験ございまして、人数はある程度確保して、これから採用通知等出して、今の人数に、現行にプラスになる形になると思います。具体的には、今の151名に任期付職員ですとか再任用職員ですとか派遣の方とか会計年度等足して、トータルで260名という枠がございます。これに新たな採用者、それから退職される方も中にはいらっしゃるだろうという、その見込みとか、あとは今現在育休で休んでいらっしゃる方とか、病気等があつて休んでいる方も想定の範囲内で集約しまして、ある程度人数を確保した上で、今回シミュレーション的な配置というのを今現在進めています。なおかつ今回の産業振興課等の分課によって課が分かれます。議員おっしゃるように兼務等ないのかということになりますので、数字的にやるとなかなか難しい部分も出てまいります。一部では兼務ということも考えざるを得ないという考え方はやはり持っています。全て単独ということにはならないということになります。例えばですけれども、課長が兼務はありませんけれども、補佐とか係長とか、そういった部分なのかなとか、そういった部分はやはり出てきてしまうのではないかなと思っています。そういったところで、やりくりをしながらやるのと、新たに昨日、任期付職員が現在は5

名いらっしゃるのですけれども、任期付職員に採用試験を実施いたしました。面接等行いながら、人物を見たり、意欲を見たり、そういった形で今の会計年度から任期付職員に採用し、業務の幅が広がり、やりがいアップという形で、採用試験を実施して、これからその合否については発表することになりますけれども、ただそういった試みもやりながら人員を確保して、人員配置を考えているということでご理解いただきたい。

以上です。

○議長（堀本典明君） 4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

いろいろそこまで検討してやるということで、組織改編のときは、業務量のばらつきだとか、そういったものはやっぱり気をつけなくてはならないと思いますので、移行時の時間外だとか、そういったものにしっかり気をつけながらやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 1つ漏れた部分がありました。

事務分掌という形でそれぞれ課の業務内容が決まっています。今回さきに課を分けるとかというお話をしました以外にも、それぞれお持ちの事務分掌については、いろいろと各課を回ってヒアリングをして、こういうことについては集約したほうがいいのか、ある程度偏っているとか、分野的に分かれ過ぎているのではないとか、そういったご意見もいただいたので、そこについては会議体の中で各課長にいろいろお話しして、一定期間を設け、ヒアリングした部分で案を出して、さらにこちらで組み立てたものを提示して、意見集約をして、事務分掌で、均一まではいかないのですけれども、ある程度分野を修正した部分がございますので、その辺については今後そういうものを取ってから実際に実施して、それ以降もいろいろご意見いただきながら、見直しする考え方をもちながら進めたいなと思っています。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9番議員。

○9番（渡辺三男君） 組織の再編ということで、これがうまくいけばすばらしい組織になるのかなと。町民サービス係なんかは、住民票取りに行き、あと納税証明欲しいのだと言ったらすぐ行って、納税証明も同じところで受け取れるということで、町民にとってはすばらしいことだと思うのですが、例えば安全対策課で放射線対策係って入っていますよね。放射線対策係入っていますけれども、ではどうやっていくのだという、中身が我々にまだ見えていないわけですが、本来であれば放射線対策係だとすれば、例えば今除染、解体やっています。そこの完了検査に立ち会って、線量を提示してもらって、高いか低いかわかるように判断していただいて、放射線対策係からここは高いからもうちょっとやらなければ駄目だよとか、そういうことをきちっと環境省に提示してくれるのであれば、すばらしい課にな

っていくのかなと思うのですが、そういう部分やらなかったら、ただ名前を変えただけで、何にも中身がないです。あと農林水産課の農業振興係と農林土木係、これ今までもちゃんと課の中で分かれていた話で、仕事量が増えているからこうやって分けたのだよというのであれば、では1人か2人増員したのかという話になります。どの辺がどう変わったのだから全然理解できないと。要は組織だけ立派になっても、中身だと思ふのです。だから、中身はやっぱり教育するしかないのかなと思うのです。だから、その辺はどういうお考えなのかお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） ありがとうございます。

まずは、安全対策課の中に放射線対策係ができると、こちらにつきましては実際今現在も生活環境課にある除染対策係と併せて、健康づくり課で食品等やっていると思うのですけれども、そういったところの課を合体させて、健康づくり課で所管していた課を生活環境課、新しくなる安全対策課に係として合体させ、同じ原子力等の対応の中で統一した係でやりたいと、まずはそこです。さらに議員がおっしゃったのは、その中で、今までも除染等やったときに、3者立会い等のときに一緒に行って、そういった効果があるかないかを立会いを求めたときに一緒に町も参加していただけるかというような、これまでも議会の中でやり取りがあったと認識してしまして、そこについては今現在もそういった声がかかれば行くという形になっています。なおかつ今議員がおっしゃられたのは、高い部分について国にしっかり申し上げるのだよというような声についても、その考えを持って今現在も取り組んでいるものと思うのですけれども、もしそれが取り組んでいないとなれば、併せて今度新しく出る部分の中でそういった考え方をやっていただくということでご理解いただきたいと思ふます。

それから、農林につきましては、まず根底に、先ほど産業振興課は農林水産、観光、商工、全部、いろいろあって、課長が1人、そこでいろんな幅も持たせて、課長補佐、主幹という形でおりますけれども、その中でやはり幅が広いので、そこをこれまでの経過もあって2つにまずは分かれるような形を取りたいと。なおかつ分かれて新しくなった地域創生課という係を持って、今移住、定住の問題ですとか、町内でのコミュニティーづくりとか、そういったものを併せ持つ新しい係をつくりたいとの考えでございます。さらには、農林水産については、何か変わったのかという形になりますと、係名称は変わりませんし、ただ分かれたという部分で着色はさせていただきましたけれども、これまで以上に、町長の重点施策にも農業振興がございますので、町長が申し上げている重点事業を網羅するような形で、取り入れるような形でこれから、まとまっていたものを分けることによって、分散させるということでの重点事業としての位置づけで色を塗らせていただきましたが、一つ一つ何か変わったかと聞かれると、農林水産は今までと係名等も変わりはありませんけれども、分かれたということでの着色ということでご理解いただきたいと思ふます。ただ、町長が農業振興をしっかりやるのだということありましたので、分かれることによってそこを担えるのかなという考え方で取り組んでおり

ます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも幾つか補足をさせていただきます。

まず、冒頭で総務課長から今回の行政機構の改編について総論のような話がございました。三次計画を成し遂げるため、また町長が今回2期目に入るに当たって4つの柱ということを掲げました。農産業の育成、帰還、移住促進、子供たちの環境の整備だったり、町内のにぎわい創出、それをしっかりと成し遂げていく上では、まず人の面でいくと、適材適所に人を配置すること、課題を解決しやすい組織をつくること、人の配置と組織という2つが必要だと思っていて、それは2つでセットだと思っています。人の配置は、正直言うとこれからです。先ほどもありましたけれども、人の兼務とかで何とかやりくりしないといけない。まずは、私どもでやろうとするのは、こちらの組織の箱、器をつくること。そこで器を今回つくって、あと先ほどの任期付職員の採用とかで何とか頑張って、人をその器にだんだん埋めていくという作業が必要かなと思っています。今私どもの理想、あるべき人員数というのは、職員の、199名が必要な、いわゆる定数と言われているところで、今プロパーの職員が160名ということで、そこには大体、ざっくりな話ですけれども、40名の差があると。その40名の中の20名は、福島県であったり、国であったり、区であったり、そういったところの支援職員をいただいている。残りの20名というのは、会計年度職員だったり、言うなれば欠員です。そこについては、今回器をつくりましますけれども、何とか採用を頑張ってその20名なりを埋めていく。行く行くは40名を埋めて、町のプロパー職員だけで200人近い体制をつくっていきたいと考えています。まずそこが総論でございます。

あとサービス向上、ワンストップ化、そういったところが1つの精神ではありますし、町全体にその効果を波及させていきたいと思っております。

農業、産業の育成というところが町長の4つの柱のうちの1つでございまして、今回、業務が多いというのは、それは手続というか、事務の話ですが、まず農業と産業をしっかりと、課長を1人ずつ据えるということで、よりそれぞれが成長できる組織体制にしたいということで、今回課を2つに分けたというところでございます。

あともう一つ言うとなると、にぎわいの創出ということで、例えば今まで夜の森のお話、今日もそうですけれども、中核拠点は産業振興課、あとは富岡駅前のにぎわい創出は企画課ということで、よく分からない理由で分かれていたというのが正直ありますが、にぎわい創出という点では、町内の均衡ある発展という意味ではそれは1つであってしかるべきだと思います。なので、観光協会であったり、とみおかプラスというところの所管課も分かれるのではなくて、1つであってしかるべきと思っています。その辺りの話を1つの課長の中でできるように、今回は地域創生課という中にとみおか暮らし推進係という移住、定住を担当する係を持ってきたと、そういったところでそれぞれ連携しな

から進めていけると、そんなメリットも1つございます。

これ補足でございます。すみません、上手に回答できているか分からないのですが、私からは以上、補足でございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

言っている意味は理解します。組織の再編ということで、非常にすばらしいと思っているのですが、再編しても人数、職員数が増えていかないと、当然重労働、みんな時間外労働までやらなくてはならないような状況が生まれてくると思うのです。そういった中でだんだん、今副町長が言ったように、職員の定数もうまく配置できるように採用したりまったり、今からしていくのだと思うのですけれども、最終的に考えた数字張りつくまでは過重労働の課も出てくると思うのです。その辺をどうやってクリアしていくかが一番問題で、そのクリアしていくときに何か問題起きて、町民に迷惑かかるようなことあれば、絶対それはあってはならないと思うのです。その辺は、やっぱり教育の中できちっと、総務課を筆頭にして職員教育しないと、なかなかできていかないものなのかなと思うのです。1つ例言わせてもらおうと、これ私ごとですけれども、私の息子が去年結婚して籍入れに来たのです。住民課で、いや、入れられませんよって。それで帰って、入れられなかったって3か月、4か月たってから聞いたのです。そんな話どこにあるのだから言ったら、困難区域では入れられないと。今度子供生まれたから、子供は富岡町で籍に入ったのですけれども、そういう問題が起きると町民に迷惑かかるわけです。だから、組織の再編より前にやっぱり教育ですよ。絶対そういうことが起きないような教育をやって、それでいかないと組織の再編したって、農林土木なんかはもう今現在あっぴあっぴしているような状況でしょう。これから商工観光が抜けたわけですよ、今回。抜けたって、人も引っ張って行って抜けるのだから、何のプラスもないと思うのです。逆に言ったら、みんなまとまっていたほうが、商工観光も農林土木経験している人いれば教えることもできるし、聞くこともできるし。課が全く違ってくると、なかなか横のつながりというのできていないのが実情ですよ。その辺を十分気をつけてやっていただきたいというのが私の要望です。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） ご意見ありがとうございます。

まず、冒頭の過重労働状態といいますか、確かに今そういった欠員が生じているというのは全くの事実でございまして、私が今日常で役場内を見ても、かなり遅く残っている職員だったり、言うなれば表面張力状態で役場全体が仕事しているのだなという印象、私もすごくあります。特に震災後、桁が違ような補助金だったり、複雑な財務だったり、そういったことがどんどん降ってきて、かなり業務も複雑化していると、職員もそれが日常になってしまうぐらい少し疲弊しているような状態だと私も非常に危惧しているところでございます。総務課を筆頭に、まず不慣れな職員でもしっかりとできるようにOJTをしっかりとっていくというのはもちろんでございますし、またそのほか職員のメ

ンタル、そこに細心の注意を払って、研修であったり、いわゆる風通しのいい職場をしっかりとつくりたいと思っております。

あとは、もう1点のどのように業務を進めていくかといいますか、町民に迷惑がかからないようにするということでございます。冒頭のエピソード、詳細は存じ上げなかったのですが、大変失礼なことをして申し訳ありませんでした。今回こういう事業を進めていくに当たって、また第三次計画の話になってしまいますけれども、今回多くの指標というのを、111にわたってつくりました。それをしっかりとこなしていくと、一歩ずつですけれども、しっかりした町政ができる、また町民にしっかりとサービスが行き渡るというようなところを目線にして、今回の指標というのをつくったつもりでございます。なので、職員がOJTを通してながら一丸となって日々目の前の仕事をしっかりとこなすという意識、それが第三次富岡町災害復興計画の指標の達成につながるという意識を持ちながら、まずは町民の話をしっかりと聞くこと、そして日常の仕事をしっかりとこなすという、当然の意識ですけれども、そのような意識をしっかりと持ちながら業務を進めてまいりたいと、私でもそのように指示してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

1 番議員。

○1 番（安藤正純君） 1 点だけ教えてください。

地震が来た、津波が来た、町民の方を避難誘導させる、これ今まで生活環境課だったのかなと思うのです。名前が、住民課に生活環境係というの残っているのだけれども、これ生活環境係なのか、あとは安全対策課の消防交通係なのか、どの辺が担当しますか、避難誘導。

○議長（堀本典明君） 総務課長。

○総務課長（猪狩 力君） 地震と津波につきましては、あくまで安全対策課の中の消防交通係が主になります。住民課に行った生活環境係というのは環境衛生係というもので、生活、今、除草剤ですか、あとはごみの集じん等、ごみステーションを見回ったり、いろいろご案内したりということが住民に近いというようなことで住民課に取りまとめたもので、その中で生活を支援するという形の名称をもってそこに配置したということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（堀本典明君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、以上をもちまして、付議事件5、庁内組織体制の見直しについてを終わります。

説明者入替えのため暫時休議します。

休 議 （午後 3時20分）

再 開 (午後 3時21分)

○議長(堀本典明君) 再開します。

次に、報告事項に入ります。報告事項1、住民意向調査2025速報についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長(畠山信也君) 町が復興庁、それから県とともに実施いたしました今年度の住民意向調査の結果の速報版ですけれども、本日午前10時に復興庁のホームページにて掲載されました。これを受けまして、本日、議員各位に紙ベースでお配りをしてございます。

最初の表紙の1ページ、中段二重囲みの記載のとおり、5,651世帯の皆様は9月16日から30日を期間としてご協力お願いしましたところ、回収率36.5%となります2,061世帯の皆様からご回答いただきました。速報版の詳細につきましては、後ほどご確認をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、本日中に町ホームページにもアップいたしますことを申し添えます。

簡単ですが、報告は以上です。

○議長(堀本典明君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、報告事項1、住民意向調査2025速報についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) 議員からその他何かございますか。

1番議員。

○1番(安藤正純君) 町当局と相談したかったのですがけれども、行政区とか自治会とか消防団とかいろんな団体から町長とか議長に案内来て、ご挨拶をお願いしますというのが結構あるのですがけれども、夜間だったり、飲酒を伴ったり、いろいろあるのですがけれども、やはり今こういう状況のときですから、こういった場合は行けませんよと。そういった夜であったり、温泉街であったり、町外であったり、そういったところで忘年会だ、新年会だ、酒飲むよとか、そういったものも今までは行っていましたが、まだこれからも行くべきなのか。少しガイドラインのようなものをつくって、こういった場合はご辞退させてもらいますよというものもあっていいのかなと思うのですが、これはこうしましようというよりも、話合いというか、持ってもらえればありがたいと思います。

○議長(堀本典明君) 暫時休議します。

休 議 (午後 3時24分)

---

再 開 (午後 3時30分)

○議長(堀本典明君) 再開します。

その他ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(堀本典明君) なければ、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

閉 会 (午後 3時30分)